

グローバル化社会の大学院教育
～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～
答申（案）

平成23年1月○日
中央教育審議会

目 次

1. はじめに～検討の経緯	1
2. 大学院教育の実質化に関する検証結果	2
3. 大学院教育の改善の方向性	
(1) 大学院教育を取り巻く情勢	4
(2) 改善の方向性	5
4. 大学院教育の改善方策	
(1) 学位プログラムとしての大学院教育の確立	
①課程制大学院制度の趣旨に沿った体系的な教育の確立	6
②学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制の確立	7
③教育情報の公表の推進	9
④優れた学生が見通しを持って大学院で学ぶ環境の整備	10
⑤産業界等との連携の強化と多様なキャリアパスの確立	12
(2) グローバルに活躍する博士の養成	
①学位プログラムとして一貫した博士課程教育の確立	14
②成長を牽引する世界的な大学院教育拠点の形成	16
③外国人学生・日本人学生の垣根を越えた協働教育の推進	18
(3) 専門職大学院の質の向上	19
(4) 学問分野の特性に応じた改善方策	21
5. 大学院教育の改革に向けた今後の取組	23
(補論1) 大学院教育の実質化に関する検証結果の主な成果と課題	25
(補論2) 「大学院教育の改善方策」の各提言に係るこれまでの取組と現状	27
(補論3) 「リーディング大学院」のコンセプト	47
用語に関する参考資料	49
大学院部会人社系ワーキング・グループの検証結果について（概要）	53
大学院部会理工農系ワーキング・グループの検証結果について（概要）	56
大学院部会医療系ワーキング・グループの検証結果について（概要）	59
大学院部会専門職学位課程ワーキング・グループにおける審議について（概要）	61
中央教育審議会に対する文部科学大臣の諮問（平成20年9月11日）	63
大学院部会のこれまでの審議経過	71
委員名簿	79

1. はじめに～検討の経緯

知識基盤社会において、大学院の果たすべき役割は極めて大きく、本審議会は、平成17年9月に「新時代の大学院教育」（以下「17年大学院答申」という。）を答申し、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）と国際的な通用性、信頼性（大学院教育の質）の向上を通じ、国際的に魅力ある大学院教育を構築していくことを求めた。

文部科学省は、「17年大学院答申」に基づき、平成18年3月に、平成22年度までの5カ年の振興計画として「大学院教育振興施策要綱」（以下「施策要綱」という。）を策定し、研究科・専攻ごとの人材養成の目的等の公表、成績評価基準の明示等を課す大学院設置基準の改正や、グローバルCOEプログラム（以下「GCOE」という。）、組織的な大学院教育改革推進プログラム（以下「大学院GP」という。）等による支援を行っている。

本審議会においては、平成20年9月11日の文部科学大臣からの「中長期的な大学教育の在り方について」の諮問を受け、大学分科会を中心に審議を進めてきた。その中で、大学院教育に関する平成23年度以降の新たな「施策要綱」の策定を視野に、「17年大学院答申」に掲げた大学院教育の実質化等の進捗状況や課題を検証し、今後の改善方策について検討を行うため、平成21年7月、大学分科会大学院部会に、人社系、理工農系、医療系及び専門職学位課程のワーキング・グループを設置した。

人社系、理工農系及び医療系ワーキング・グループでは、学問分野別（人文学系、社会科学系、数物科学系、物質・材料科学系、電子・情報科学系、機械工学系、建築・構造工学系、生命科学系、医療系）に抽出した約350専攻を対象に、また、専門職学位課程ワーキング・グループでは、法科大学院と教職大学院を除く全84専攻を対象に書面調査、ヒアリング及び訪問調査を行った。さらに、修士課程及び博士課程の全専攻を対象に、修了要件、単位設定状況及び入学者選抜の状況等に関する書面調査を行った。

これらのワーキング・グループにおける検証結果を踏まえて、今後の大学院教育の改善方策について検討し、平成22年10月に「大学院教育の実質化の検証を踏まえた更なる改善について」（中間まとめ）を取りまとめた。この中間まとめについて、大学関係者はもとより広く国民一般の意見等を踏まえつつ、更に審議を重ね、ここに本審議会としての答申を示すものである。

本答申は、グローバル化や知識基盤社会が進展する中、世界の多様な分野で、大学院修了者が活躍することが我が国の成長と発展にとって不可欠との認識の下、大学院教育の飛躍的な充実を求めるものであり、国、大学、産業界等の関係者が大学院教育改革に一層積極的に取り組んでいくことを期待したい。

2. 大学院教育の実質化に関する検証結果

我が国の大学院は、戦前には、学部における研究科の連合体として学部卒業者が研究に従事する場と位置付けられてきたが、戦後の学制改革によって、独自の教育目標等を有し、学生に体系的な教育を提供する場（教育の課程）と位置付けられ、一定の教育の課程を修了した者に特定の学位を与える課程制大学院制度に移行した。しかし、当初は制度が十分には整わず、学内の組織基盤も堅固とは言えなかったため、学部と大学院は一体との考え方が強く、課程制大学院の考え方は十分には定着しなかった。

その後、高度経済成長や社会の変化、科学技術の発展等に伴い、優れた研究者と高度の専門性を備えた職業人の養成に対するニーズが高まり、昭和49年の大学院設置基準の制定により、課程制大学院制度の基本的な考え方が明確にされ、その後、様々な制度改革等を通じて大学院教育の充実が図られてきた。

しかし、従来の大学院教育、特に博士課程の多くは、研究者養成の場としての性格が強く、個々の担当教員がそれぞれの研究室等で行う研究活動に依存するなど、課程制大学院制度の趣旨に沿った大学院教育の組織的展開は弱かった。このため、科学技術等の発展が知の急速な拡大と専門分野の細分化をもたらす中、実際の教育が狭い範囲の専門分野の研究に陥りがちであった。

このようなことから、「17年大学院答申」は、博士、修士、専門職学位それぞれの課程の目的等に応じ、課程制大学院制度の趣旨に沿い、人材養成の目的を踏まえた教育の課程の組織的展開の強化、すなわち大学院教育の実質化を求めた。その際、大学院の人材養成機能を、①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成、④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成、の四つに整理し、これらの人材養成の目的に沿って、コースワークの充実をはじめ学位授与へと導く体系的な教育プログラムを編成・実践し、そのプロセスの管理及び透明化を徹底することを求めた。

今回実施した検証結果からも、全体として、大学院教育の実質化に向けた取組が着実に進展していることが明らかとなっている。一方、課程制大学院制度の趣旨に沿った教育を確立し、質の一層の向上の観点から取り組むべき課題も残されている。

検証結果の概略をあげると以下の通りである。

(体系的な教育)

- 「17年大学院答申」や「施策要綱」に基づく施策の展開とあいまって、修士課程や博士課程（前期）を中心に、多くの大学院において、コースワークの充実など大学院教育の実質化に向けた取組が行われている。

修士課程や博士課程（前期）では、職業人の養成や多様な分野における高度で知的な素養のある人材の養成等、多様な教育が展開されている。

- 人材養成の目的や修得すべき知識・能力、入学者受入方針の記載が抽象的な大学院や、実際の教育がこうした方針に沿って展開されているとは言えない大学院も少なからずあり、大学院教育の実質化の取組に、大学院の間で相当な差がある。

(GCOE等による支援)

- GCOEや大学院GP等の支援を受けている研究科・専攻では、博士課程（後期）を含めて体系的な大学院教育への改善が確実に実施され、特に、リサーチ・アシスタント（RA）等の経済的支援や国際経験を積む機会の充実、産業界等と連携した研究など、有意義な改革が進んでいる。

一方、支援を受けていない専攻や大学院に、こうした成果が十分に波及・浸透せず、また、プログラム支援の拠点数が絞り込まれた中、プログラム資金の有無により、専攻間・大学院間で教育環境の格差が広がっているという指摘がある。

(学生の進路)

- ほとんどの大学院が、入学段階で学生が専攻する専門分野や研究室等の所属を決定しており、学士課程段階の卒業論文・研究や大学院の入学選抜等を経て学生の研究テーマが早い時期から特定される傾向にある。

また、コースワーク等を経て専門分野や研究室等の変更をしようとする際のルールが定まっている大学は少なく、学生の流動や進路変更を実質的に難しくしているとの指摘がある。

(博士課程教育)

- 特に、博士課程では、①学生に特筆すべき顕著な研究業績を求める大学院もあるなど、博士の学位が如何なる能力を保証するものであるかについての共通認識が確立されていないこと、②博士課程（後期）の教育が、個々の担当教員がそれぞれの研究室等で行う研究活動を通じたものにとどまり、学位プログラムの整備という観点から不十分であること、③大学と産業界等との間において、大学院が養成する人材像と産業界等の評価や期待に関する認識の共有が十分でなく、修了者が産業界等の社会の様々な分野で活躍する多様なキャリアパスが十分に開かれているとは言えないこと、といった問題点が見られる。

また、博士課程修了後にポストドクターとして研究活動を行う者が安定的なポストを得るまでの期間が長くなる場合があることや、博士という学位に応じた企業等の処遇の違いが必ずしも明確ではないこともあり、学生が博士号取得までのプロセスや経済的な負担、修了後のキャリアパスに関する十分な見通しを描くことができないことが大きな課題である。

こうした課題の背景の一つとして、研究活動の基礎となる研究室等の体制、とりわけ研究支援体制が脆弱で、基盤的経費の削減により個々の研究室等への資金配分額が減少していることも指摘されている。このため、大学院学生が個々の研究室等の研究の実質的な担い手となっている実態があり、大学院教育における、専攻する専門分野や研究室等の所属の早期決定、担当教員がそれぞれ研究室等で行う研究活動への依存傾向を生む一因となっている。

競争的な経費による大学のプロジェクトに対する支援が近年拡充され、大学院における教育に着実に効果をもたらしつつある。一方、研究室等ごとの競争的な経費の獲得には多寡があるため、入学段階で専攻する専門分野や研究室等の所属が決定される学生にとっては、この多寡が大学院教育の環境の差につながる一面もある。

3. 大学院教育の改善の方向性

(1) 大学院教育を取り巻く情勢

知識基盤社会が進展し、知識・情報・技術の創造と活用が社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す中、国内外の社会の様々な分野で活躍できる高度な人材が求められている。特に、世界が優れた知恵で競い合う時代に、専門分化した膨大な知識の全体を俯瞰しながら、イノベーションにより社会に新たな価値を創造し、人類社会が直面する課題を解決に導くために、国際社会でリーダーシップを発揮する高度な人材が不可欠となっている。

既に、世界の研究・ビジネスの場では、博士号を保有していることが高度な専門性に裏付けられた資質能力の証しとして必須要件になりつつあり、グローバルに活動する企業や大学、研究機関等では、国籍を問わず優れた人材の獲得競争が激化している。このような中、グローバル化や地域内経済の一体化の進展に伴い、欧米やアジア諸国等では、国際競争力強化のため優れた資質能力を備えた博士人材の養成を強化している。また、欧州のように国を越えて様々な分野の職業に必要な能力と教育プログラムの内容等を明らかにした枠組みを構築し、各国の学位・資格制度を体系化する動きも広まっている。

我が国は、急速な経済成長を遂げ、繁栄を築いてきたが、長きにわたる経済の閉塞とともに、世界に先んじて進む少子高齢化と人口減少を迎えている。こうした中、将来にわたって成長し続け、人類社会の発展に貢献することを通じ、世界の中で存在感を発揮し続けるためには、様々な分野において、我が国そして人類社会が直面する未知の課題を世界に先駆けて解決に導き、その成果を世界に展開していくことのできる高度な人材を輩出していかなければならない。

これまでも、我が国の博士課程については、制度の整備や量的拡大などによって充実が図られ、優れた博士号取得者が我が国の高い研究力を牽引してきた。しかし、他の主要国と比較して、人口当たりの博士号取得者は人文・社会科学系をはじめとして少なく、多くの分野で優れた博士課程（前期）修了者の博士課程（後期）への進学者が減少しており、博士号取得者が国際社会でリーダーシップを発揮する高度な人材として活躍できる状況に至っているとは言えない。

今後は、グローバル化や知識基盤社会の中で、産学官を問わず世界の様々な分野でリーダーシップを発揮する高度な人材を戦略的に輩出していくため、体系的な教育を展開する組織的な教育・研究指導体制を備え、質の保証された博士課程教育の飛躍的な充実が急務である。

(2) 改善の方向性

このように、グローバル化や知識基盤社会が進展する中、国内外の社会の様々な分野で、質の保証された大学院修了者が活躍できるよう、大学院教育の強化は一刻の猶予も許されない課題である。

このことについては、「17年大学院答申」が掲げた教育の課程の組織的展開の強化、すなわち大学院教育の実質化に向けた取組が進展していることから、この取組を一層強化することを基本に、今後は、大学院教育に関する社会との連携やキャリアパスの確保等を重視し、

- ① 大学と産業界、行政等が協力し国内外の多様な社会の要請に的確に応える開かれた体系的な教育を展開すること、
- ② 社会人や外国人学生を含む多様な学生がそれぞれに将来の見通しを持って互いに切磋琢磨する環境の整備を進めること、

に力点を置いて大学院教育を強化することが必要である。

このように、多様な社会や学生の要請に応える教育を展開するためには、各大学院の教育内容が明確にされ、分かりやすく社会や学生に提供されることが重要である。このため、博士課程、修士課程、専門職学位課程それぞれに、

- ① 課程ごとにどのような人材を養成しようとしているのか明示する、
- ② 専攻の枠を超えて、学位課程を担当する教員によって、組織的な教育・研究指導体制を構築する、
- ③ 教員間の綿密な協議に基づき、修得すべき知識・能力を具体的・体系的に示す、
- ④ 一貫性のある教育を通じて、その課程を選択した学生に必要な知識・能力を修得させ、その証しとして学位を授与する、

といった学位プログラムとしての大学院教育を確立し、学生の質を保証する体系を整えることが重要となる。

特に、博士課程教育については、産学官の中核的人材としてグローバルに活躍する高度な人材を養成するため、課程を通じて一貫した学位プログラムを構築し、質の保証された博士課程教育を確立する必要がある。そして、大学院と大学院学生に対する社会の評価を高め、優れた人材を大学院、とりわけ博士課程に引き付け、博士号取得者が高度な知識と高い倫理観を備えたリーダー候補として産学官で確実に採用・処遇される好循環を構築していくことが急務である。

こうした観点を踏まえ、本答申では、①学位プログラムとしての大学院教育の確立と、②グローバルに活躍する博士の養成を柱に、平成23年度以降の新たな「施策要綱」の策定を見据え、大学院教育の更なる改善に向けて国、大学、産業界、地域社会等の関係者が、重点的に取り組むべき方策を示す。

4. 大学院教育の改善方策

(1) 学位プログラムとしての大学院教育の確立

① 課程制大学院制度の趣旨に沿った体系的な教育の確立

博士課程，修士課程，専門職学位課程を編成する専攻単位で，人材養成の目的や学位の授与要件，修得すべき知識・能力の内容を具体的・体系的に示す。その上で，コースワークから研究指導へ有機的につながりを持った体系的な大学院教育を確立する。

国内外の社会の様々な分野で活躍できる高度な人材を養成する大学院教育を確立するためには，博士，修士，専門職学位それぞれの課程の人材養成の目的や学位の授与要件，修得すべき知識・能力を明確に示し，学位プログラムとして体系的な教育を展開することが不可欠である。

「17年大学院答申」は，「大学院の教育内容としては，学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワーク等により，関連する分野の基礎的素養の涵養を図り，学際的な分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用する能力（専門応用能力）を培う教育が重要となる。加えて，高い倫理性や世界の多様な文化・歴史に対する理解力，語学力を含めたコミュニケーション能力などを身に付けさせることも求められる。」とし，大学院設置基準の改正により，教育課程の編成方針を定めるとともに，研究科・専攻ごとの人材養成の目的等の設定，公表を義務付けた。

これら大学院教育に求められる知識や能力には，各課程の目的や学問分野を問わず共通の内容を含んでおり，学生がこれらの幅広い基礎的能力や俯瞰的なものの見方を修得した上で専門分野を選択し，それぞれの研究指導へと有機的につながるよう，各大学院の学位プログラムの特性に応じて，専門分野に共通するコア科目を修得させるなど体系的なコースワークの充実が求められる。

<大学院教育の質の向上につながる優れた取組の支援>

国は，明確な人材養成の目的に基づき，高度な専門的知識・能力に加え，俯瞰的なものの見方，専門応用能力，コミュニケーション能力，国際性等を課程を通じて体系的に修得させるプログラムや，関係する産業界や研究機関，他大学等との連携による優れた教育方法や教材開発など，大学院教育全体の質の向上につながる優れた取組の支援を通じ，国際的にも魅力ある教育の取組の普及・発展を図っていく必要がある。

② 学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制の確立

各教員の役割分担と連携体制を明確にし、教員間の綿密な協議に基づいて体系的な大学院教育を提供し、学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制を確立する。

これまでの大学院教育には、個々の担当教員がそれぞれの研究室で行う研究活動に依存する傾向が見られた。このため、「17年大学院答申」は、「人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即した体系的な教育の課程の提供、その責任ある実践のための人的・組織的体制、物的環境を整えることが重要」とした。このことを踏まえ、関係法令の改正により、学生に対する成績評価基準の明示や教育内容の改善のための組織的な研修等を義務付け、さらに、柔軟かつ機動的な教育研究を実現しながら若手教員が自らの資質・能力を十分に発揮して教育・研究を担当できるよう、助教制度の創設や、講座制又は学科目制を基本原則とする規定の削除など教員組織の在り方の見直しなどがなされた。

学位プログラムとして体系的な大学院教育を確立し、学生の質を保証するためには、人材養成の目的や修得すべき知識・能力を明確に設定し、これに基づく教育の展開、評価、改善のサイクルが確立された組織的な教学マネジメントを構築し、必要な知識・能力を確実に修得させる組織的な教育・研究指導体制が不可欠である。このため、多様な能力を有する様々な分野の教員によって専攻の枠を超えた学位プログラムを構築し、これら担当教員が綿密に協議しながら、各教員がカリキュラムに関する共通理解を持ち、それぞれの役割分担と連携体制を明確にすることが重要である。また、関係する教員が組織的に教育・研究指導能力の向上に取り組み、明確な成績評価基準に沿った厳格な成績評価・修了認定をより徹底し、学生の質を保証するための体系を適切に整えることが必要である。

各大学では、高い専門性と幅広い視野を求める社会の要請と、先端的・学際的研究が進む科学技術の動向に柔軟に対応するため、教育組織と研究組織を分離し、相互の柔軟な連携により教育研究を機動的に展開するなど、教育研究組織の見直しが様々な形で行われているが、各大学の権限と責任において、各教員の役割分担と連携体制が確保され、かつ、責任の所在が明確となるよう教育研究組織の具体的な編制等を定めることが必要である。

<複数の教員による研究指導体制の確保>

高い専門性ととともに幅広い視野を備え、専門分野の枠にとらわれない独創性・創造性を持った人材を養成する観点からは、異なる専門分野の複数の教員が論文作成等の研究指導を行う体制を確保することが重要である。各大学は、上記の助教制度の創設や、講座制又は学科目制を基本原則とする規定の削除の趣旨を十分に踏まえ、教育研究組織を見直していくことが必要である。

また、国は、各大学院の組織的な研究指導体制の現状と優れた事例の積極的な情報提供を進める必要がある。

<教員の教育・研究指導能力の向上>

体系的な大学院教育を充実させるためには、大学院教育に携わる教員の教育・研究指導能力の向上が不可欠である。ファカルティ・ディベロップメント（FD）や教育評価に関する取組は学士課程段階が中心であることが多いため、各大学は、研究科や

専攻の教員が常にお互いに教育について活発に議論するとともに、諸外国の大学院の教育・研究指導の経験を活用するなど大学院教育に関する組織的な研修体制を充実させる必要がある。さらに、複数教員による指導体制や授業内容の公開等を通じた同僚教員による評価（ピアレビュー）を通じて、教育・研究指導能力を向上させる取組も求められる。

<教員の教育研究活動の適切な評価>

教員の教育・研究指導能力を向上させるためには、組織的な研修体制の充実、学生に対する厳格な成績評価とともに、教員の教育研究活動を適切に評価する仕組みが一体となって機能することが必要である。その際、教員の教育研究活動の評価においては、論文数のみではなく研究業績を適切に評価するとともに、授業や研究指導の実施状況、修了者の活躍状況など教育面の取組を可能な限り客観的に把握、可視化し、教育業績や能力の多面的な評価を充実させ、採用・昇任、再任用等の人事や処遇への反映、教育・研究指導能力向上の取組との有機的連携などの工夫が必要である。国は、各大学での教員の教育研究活動の評価に資するよう評価指標の開発を推進する必要がある。

<TAの組織的導入と学生の教育指導能力の向上>

学生にとって、ティーチング・アシスタント（TA）は、単なる経済的支援としてのみならず、教育経験を積むことを通じてこれまで学修した知識を定着させる機能を果たし、また、高度な専門性に加え全体を俯瞰しながら知識・能力を教授することが求められる大学教員等の養成に重要な機能を果たす。優れたTAの存在は大学教育の質を高めることから、TAの取組を充実し修士課程・博士課程（前期）等の教育活動の中で組織的に推進することが求められる。

国は、大学教員の教育力の向上のため、共同利用拠点の形成や、大学院における優れた大学教員の養成のための取組（プレFD）等を促すことが必要である。

<専攻・大学間の連携や入学定員の見直し等による教育の質の確保>

学生数が非常に少ない博士課程等の専攻においては、体系的な大学院教育を通じて多様な学生が互いに切磋琢磨する環境を確保する必要がある。このため、それぞれの基礎となる学部・学科の上に設置されている専攻間の壁を超え、各大学の強みを生かした融合型の専攻へ再編することや、専攻間、大学間が連携・協力することなどにより、教育の質を確保していくことが求められる。

また、安易に入学者数の確保を優先するのではなく、大学院教育の質の保証を図り、定員の充足状況や社会的需要等を総合的に勘案し、必要に応じ、自ら入学定員を見直すよう努めることが必要である。

③ 教育情報の公表の推進

産業界や地域社会等が大学院教育に対する認識を深め、学生が将来のキャリアパスを描くことができるよう、大学院教育の「可視化」を進める。

「どのような人材を受け入れ、どのような教育を行い、どのような人材を送り出すとするか」は大学院教育の根幹であり、学生が将来のキャリアパスを描くためにも、さらに、大学院に対する社会的な信頼を高め、大学院教育の質を保証するためにも、基本的な教育情報が明らかにされていることが必要である。

このことについては、「17年大学院答申」を踏まえ、人材養成の目的の公表や成績評価基準の明示等を義務付ける大学院設置基準の改正がなされたが、教育情報の公表に関する学校教育法施行規則等の改正を踏まえ、各大学院において、人材養成の目的、学生に修得すべき知識・能力の体系、入学者受入方針の整合性が確保されるように努めるとともに、カリキュラムや成績評価基準、教育研究組織、学修環境、学生支援、入学者数、修了者の進路等の教育情報を学生や社会に広く公表し、開かれた大学院教育を行う必要がある。特に、博士課程の教育に重点を置く大学や、国際的な教育研究活動、学生交流に特色を発揮する大学では、大学教育の国際競争力の向上の観点から、外国語によるコミュニケーション能力の到達目標や多様な文化に対する理解力を含め、修得すべき知識・能力が明確な学位プログラムや学生支援に関する情報等についても積極的に公表することが求められる。

また、国は、人材養成の目的、カリキュラム、入学者受入方針、特色ある教育実践等の大学院教育に関する情報を集約し、一覧できる仕組みの整備を検討し、それぞれの研究科、専攻の特徴が可視化できるようにすることが重要である。

④ 優れた学生が見通しを持って大学院で学ぶ環境の整備

意欲と能力ある学生が、将来の見通しを持って、経済的な不安を抱えることなく大学院を選び、国内外に開かれた公正な入学者選抜を経て、充実した大学院教育を受けられるよう支援する。

国際的に魅力ある大学院教育の構築を求めた「17年大学院答申」の趣旨の実現には、学生の流動性を高め、国内外、男女、大学の出身等を問わず意欲と能力ある学生が、学位取得までのプロセス、経済的な負担や支援、修了後のキャリアパスなどに関する将来の見通しを持って自らの可能性に挑み、さらに、様々な背景を持つ大学院学生が互いに切磋琢磨しながら自らの能力を磨いていくことのできる魅力的な環境が構築されることが重要である。

これまで、日本学術振興会の特別研究員事業をはじめとする各種の支援の充実や、日本学生支援機構奨学金を入学者選抜前に予約採用する仕組みの改善、優秀な学生の早期大学院入学や社会人学生等に対応した修業年限等の制度の弾力化などが取り組まれてきた。

一方、大学院在学を通じて必要な学生納付金等や修学上の支援等に関する見通し（ファイナンシャル・プラン）が公表されている大学は少ない。また、大学院への入学段階で学生が専攻する専門分野や研究室等の所属を決定する 경우가ほとんどであり、コースワーク等を経て専門分野や研究室等の変更をしようとする際のルールが定まっている大学が少ないことが、実質的に学生の進路変更を難しくしているとの指摘がある。さらに、博士課程に関しては、学位取得までのプロセスや修了後のキャリアパスなどの情報が学生に対して十分に明らかになっているとは言えない状況にある。

社会人や外国人学生を含む多様な学生が互いに切磋琢磨することができる魅力的な教育環境を構築するため、意欲と能力ある学生が、将来の見通しを持って、経済的な不安を抱えることなく大学院を選択し、国内外に開かれた公正な入学者選抜を経て、充実した大学院教育を受けることができる環境を整備することが必要である。

< 学生に対する修学上の支援の充実 >

優れた大学院学生に対する修学上の支援については、日本学術振興会の特別研究員事業等を引き続き推進するとともに、競争的な経費を活用したTA・RA等の給付型の支援の充実、授業料減免の拡大、日本学生支援機構における奨学金の業績優秀者免除制度の拡大等が必要である。

また、進学意欲を持つ優秀な学生が経済的な不安を抱えることなく見通しを持って大学院に進学できるよう、ファイナンシャル・プランや修学上の支援等の実績などを各大学が提示することが重要である。また、日本学生支援機構における奨学金について、予約採用の実施方法を、進学予定先の大学院からの推薦ではなく、在籍学部からの推薦に見直すなどの検討を行うことが適当である。

TA・RAによる支援については、それらの教育・研究上の機能と意義を踏まえ充実していくことが重要である。TAについては、「② 学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制の確立」で示したが、RAについても、実際に研究プロジェクトに携わることを通じて将来自立した研究者となるために必要な研究機会を提供するものであり、その活動の対価を適正に評価し充実していくことが求められる。さらに、TA・RAとして学生を雇用するにあたっては、その内容に応じて、雇用形態を時間単

位としたり、あるいは年単位としたりするなど、柔軟に工夫することが求められる。

なお、修学上の支援とあいまって、競争的な教育研究プロジェクト資金の活用に当たっては、教育の組織的な展開の中で優秀な学生の自主的な研究遂行能力を伸ばさせることに意を用いることも有効である。

<国内外に開かれた公正な入学者選抜>

国内外から優れた学生を獲得し、様々な背景を持つ学生が互いに切磋琢磨しながら自らの能力を磨いていく環境を築くためには、国内外に開かれた公正な入学者選抜を実施する必要がある。

各大学院は、それぞれの人材養成の目的や特色に応じ、入学後の教育と有機的なつながりを持った入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明示するとともに、入学者選抜にあたっては、安易に定員の充足を求めるのではなく、入学者受入方針に基づき、狭い専門領域を超え、十分な基礎知識と多様な能力や意欲、将来性を見極める公正な入学者選抜を行う必要がある。

入学者選抜に関しては、大学設置基準に「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとする」（第2条の3）の規定があるが、大学院設置基準には同様の規定がなく、「大学院入学者選抜実施要項」を通知で示すにとどまっており、公正で開かれた入学者選抜を推進する観点から、大学院設置基準に同様の規定を整備することが適当である。

<将来の見通しを持って学び、柔軟に進路変更ができる仕組みの整備>

国内外、男女、大学の出身等を問わず意欲と能力ある学生が、大学院教育を通じて自らの可能性に挑み、多様な社会へのキャリアを築いていくためには、将来の見通しを持って学べる充実した大学院教育の環境の整備が重要である。また、他の大学院や企業等の研究所で研究指導を受けることにより、多様な学修研究機会に接する教育を推進するため、研究指導委託の制度を活用することなどが有効である。さらに、在学中に柔軟に進路変更ができる仕組みを整備することも必要であり、学位プログラムの特性に応じ、専門分野を超えた共通的な内容を組み込むなど教育面の工夫とともに、入学後に専門分野や研究室等の変更をしようとする際の期限等のルールの整備が必要である。

⑤ 産業界等との連携の強化と多様なキャリアパスの確立

社会の様々な分野で活躍できる高度な人材を養成するため、産業界や地域社会等の多様な機関と連携し、これらの資源も活用しながら多様なキャリアパスに対応した教育を展開するとともに、キャリアパスの確立に向けた取組を進める。

知識基盤社会を支え、また、牽引する人材として、専門応用能力を有する博士、修士、専門職学位の取得者が、教育・研究機関をはじめ、企業、行政機関、NPO、ジャーナリズム、国際機関といった社会の様々な分野で活躍することが重要である。

このため、「17年大学院答申」では、産業界等が自らの大学院教育に対するニーズを明確かつ具体的に示すとともに、各大学院がニーズを的確に踏まえた教育内容・方法等の不断の改善を行うことを通じて、両者の協力関係をより一層推進し、産業界等社会のニーズと大学院教育のマッチングを図っていくことが必要であるとしている。

こうしたことを踏まえ、各大学の努力により、産業界との結びつきの強い分野や社会人学生の比率の高い分野を中心に、企業等との連携による教育プログラムや中長期のインターンシップが進展してきている。また、科学技術の成果を活用しイノベーションを生み出すベンチャー等の起業家や、地域の市民や企業、NPOなどの様々な主体が参画して公共的サービスを提供する「新しい公共」の担い手として高度な人材の活躍が期待されている。しかし、特に博士課程においては、修了者が社会の様々な分野で活躍するような多様なキャリアパスが十分に開かれているとは言えない。

このため、中長期的な社会の動向を見据え、各大学が企業、研究機関、行政機関、NPO等の多様な機関と連携を深め、多様なキャリアパスに対応した教育を実施するとともに、教育の質の保証に取り組み、これらを通じて、学生の多様なキャリアパスの開拓やそれぞれの学位にふさわしい処遇を推進する必要がある。

一方、大学等においては、教員の年齢構成の高齢化傾向の中、各大学等の状況や課題に応じ、例えば、現在の教授等の退職の際に、助教、准教授等のポストを拡充させたり、再任用制度を推進することなどにより、若手研究者のポストを増加させることが期待される。また、ポストドクターをはじめとする若手研究者が自立して独創的・挑戦的な研究活動を行うことができるよう、研究資金を充実するとともに、各大学の目的や特性に応じて、テニュアトラック制の導入・拡大を進めることが必要である。さらに、女性研究者が出産・子育て等と教育研究を両立できるよう、在宅勤務や短時間勤務、柔軟な雇用形態・人事制度の確立、研究サポート体制の整備等を推進することが求められる。

<産学官連携により多様な学修研究機会に接する教育の推進>

多様なキャリアパスに対応した大学院教育を推進するためには、産学の共同研究プロジェクトへの参加やワークショップ等への参加、PBL (Project-Based Learning, Problem-Based Learning)、一定期間の研究経験や実践的なインターンシップの実施など、幅広い知識の修得や課題設定・解決能力の育成、知識を実際に活用していく訓練の機会を充実させることが必要である。各大学院におけるカリキュラムの編成に当たり、他大学や企業、研究機関、NPO、学協会等の関係機関と研究のみならず教育面での連携を強化していくことが求められる。

<大学院教育に関する大学と産業界等との対話の場>

大学と産業界等が、大学院が養成する人材像と産業界等の評価や期待に関する認識を共有し、大学院修了者のキャリアパスに関する認識を高め、優れた人材が産学官で確実に採用・処遇される好循環を構築していくことが重要である。このため、専攻分野や業種などに応じて、国レベル、各大学レベルそれぞれに、産業界等との間で対話の場が設けられる必要があり、このような対話の中で、産学協同での教育プログラムを開発・実施し、大学と産業界等の人材交流を推進することが重要である。また、このような場に学生も積極的に関わることが期待される。

<学生の進路の把握とキャリア支援の強化>

大学院修了者が社会の様々な分野で活躍する多様なキャリアパスを確立するためには、学生に対するキャリア情報の提供、キャリアアドバイザー等の体制の整備など、キャリア支援のための取組を強化することが必要である。特に、大学院修了者の就職事情は、現在の大学卒業予定者の新卒一括採用方式ではなく、転職市場に近い通年採用方式も見られることから、各大学院は、個々の学生の状況に応じてきめ細やかなキャリア支援を行う体制を整備する必要がある。

また、学生の進路状況を適切に把握することは、教育機関としての最低限の責務であり、「③ 教育情報の公表の推進」で示した学校教育法施行規則の改正を踏まえ、各大学院は、修了者の進路等の教育情報を学生や社会に広く公表する必要がある。また、国としても、博士課程修了者の進路の実態を適切に把握するための調査が必要である。

さらに、国、地方公共団体等においては、これら公的部門での大学院修了者の採用の拡大について検討することが求められる。また、産業界等においては、大学院教育への具体的なニーズの明示、大学院修了者の実力を適正に評価した人材の採用、社会人学生の大学院在籍期間と復帰後の適切な処遇等が期待される。

(2) グローバルに活躍する博士の養成

① 学位プログラムとして一貫した博士課程教育の確立

課程を通じ一貫した学位プログラムを構築し、産学官の中核的人材としてグローバルに活躍する高度な人材を養成する質の保証された博士課程教育を確立する。

博士号取得者が、大学教員等のみならず、高い研究能力を持って産学官の様々な分野で中核的人材としてグローバルに活躍していくためには、専攻する専門分野に関する高度の専門的知識・能力の修得に加え、①自ら研究課題を発見し設定する力、②自ら仮説を立て研究方法等を構築する力、③他人を納得させることのできるコミュニケーション能力や情報発信力、④自らの研究分野以外の幅広い知識、⑤国際性、⑥倫理観などが求められる。

「17年大学院答申」は、博士の学位について、「研究者として自立して研究活動を行うに足る又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識」を身に付けた者に対して授与するとの考え方を示し、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査等の各段階が有機的なつながりを持って博士の学位授与へと導いていく教育のプロセス管理が重要であるとした。

今日の博士課程については、前期を中心に体系的なカリキュラムの編成に取り組まれるようになってきている。一方、ほとんどの博士課程が前期と後期に分ける積み上げ方式を採る中、学士課程段階の卒業論文・研究や大学院の入学選抜、修士論文の作成等を経て学生の所属する研究室や研究テーマが早期に特定されるとともに、後期では個々の担当教員がそれぞれの研究室で行う研究活動を通じた教育手法が主となることが多く、大学院の専攻あるいは専門分野の間で大学院教育の環境や博士の学位の考え方等に相当な差異が見られる。

学士課程段階で充実した教養教育や基礎教育を受けた優秀な学生が、将来の見通しを持って自らの可能性に挑み、互いに切磋琢磨し、産学官の様々な分野で中核的人材としてグローバルに活躍する博士を養成するためには、専攻等の規模や人材養成目的に応じ、幅広い知識を修得させる広範なコースワークや複数専攻制、研究室のローテーションなど研究室等の壁を破る統合的な教育を経て、学生が専攻する専門分野を選択し、独創的な研究活動を遂行していくことが重要である。このため、大学院教育、とりわけ博士課程教育に重点を置く大学などにあっては、上記のような教育を、一貫した学位プログラムとして提供し、修業年限を弾力的に取り扱いながら、質の保証された博士課程教育を確立していく必要がある。制度と予算の両面から強力で推進していくことが求められる。また、大学院教育、特に博士課程教育は、研究指導として高度な研究活動に豊富に接しながら教育が行われるという側面から、大学院の専攻や研究所をはじめとする高度な学術研究体制の整備についての配慮も重要である。

なお、修士課程修了者が産業界等の中核的人材となっている現状を踏まえ、区分制博士課程において上記の一貫した学位プログラムを構築する場合は、同一専攻の中に、博士課程（前期）を終えた段階で就職する学生のための高度専門職業人養成プログラムを併せ持つなどの工夫が必要である。

<博士課程学生の基礎的能力の審査>

課程を通じて一貫した質の保証された博士課程教育を確立する観点から、アメリカ

の博士課程教育で広く行われている「Qualifying Examination」，すなわち，学生が本格的に博士論文作成に着手するまでに，博士論文作成に必要な基礎知識，研究計画能力，倫理観，語学力を含むコミュニケーション能力などを体系的なコースワーク等を通じて修得しているか否かについて包括的に審査を行う仕組みの導入が有効である。

区分制博士課程をとる多くの大学院においては，博士課程（前期）の修了要件に修士論文が課されているが，修士論文の作成に係る負担が過度となっているとの指摘がある。

このため，修士論文が研究者としての訓練を積む上で大きな役割を果たしてきたことや，博士課程（前期）修了後に就職する者等の取扱いに留意しつつ，課程を通じ一貫した学位プログラムを編成する観点から，博士課程（前期）の修了時に，修士論文の作成に代えて上記のような審査を行う仕組みの導入を進めることが必要であり，その場合の制度的取扱いや学生を博士課程（後期）へ受け入れる要件を明確にすることが適当である。

<標準修業年限や修得単位数をはじめとする制度の検討>

課程を通じて一貫した博士課程教育の確立を実効あるものにするため，上記の「Qualifying Examination」に加え，必要な制度を検討する必要がある。

特に，大学院設置基準は，博士課程の標準修業年限を5年とし，前期と後期の区分を設けること（区分制）も，区分を設けないこと（一貫制）も可能となっているが，修士課程として扱われる博士課程（前期）の修了要件は30単位以上の修得及び修士論文等の審査・試験であるのに対し，博士課程の修了要件も30単位以上の修得及び博士論文の審査・試験となっている。しかし，①修士論文等を要しない一貫制課程の標準修業年限等が区分制課程と変わらないこと，②特に産業界等の研究経験を経て博士課程（後期）に入学する社会人や他大学院からの進学者等に求められる科目履修の考え方が確立されていないことなどから，一貫制と区分制の博士課程のそれぞれの趣旨がより明確になるよう，標準修業年限や修得単位数の在り方について，今後検討が必要である。

<社会人の博士課程への入学の促進>

今後，産業界等においては，社会の様々な分野の中核的人材としてグローバルに活躍する高度な人材が必要となることから，社会人の再教育を念頭においた教育の重要性はますます高まる。また，高齢化が進展する中，高度で知的な素養の修得に対するニーズが高まるものと期待される。さらに，社会人の博士課程への入学の促進は，他の学生にとっては様々な背景を持つ学生と切磋琢磨していく環境を築くことになり，博士課程教育の活性化にも資することが期待される。

このため，各大学院においては，専攻分野や業種などに応じて各大学と産業界等が積極的に連携し，特に，博士課程（後期）において，社会人にとって魅力的なプログラムの構築を図るとともに，入学後に補完的な教育を提供することが必要である。

② 成長を牽引する世界的な大学院教育拠点の形成

21世紀COEプログラムやグローバルCOEプログラムなどによる国際的に卓越した教育研究資源を土台としつつ、産業界等との連携を強化し、学位プログラムとして一貫した世界に通用する博士課程教育を行い、広く産学官にわたって国際社会で活躍し世界を牽引するリーダーを養成する世界的な大学院教育拠点の形成を推進する。

国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進するため、国際的に卓越した教育研究拠点を形成し、優れた研究者を養成することを目的に、世界的な教育研究拠点の形成を重点的に支援する21世紀COEプログラム（以下「21世紀COE」という。）やGCOEが実施され、拠点としての研究力の向上、博士課程（後期）学生の国際研究経験や研究に専念できる環境の醸成に大きく寄与している。

グローバル化や知識基盤社会が進展する中、イノベーションにより社会に新たな価値を創造し、人類社会が直面する課題を解決に導くために、広く産学官にわたって国際社会でリーダーシップを発揮する高度な人材が不可欠となっている。こうしたリーダーには、高い専門性や国際性はもとより幅広い知識をもとに物事を俯瞰しながら本質を見抜く力、専門分野の枠にとらわれず自ら課題を発見し、仮説を構築し、創造的に様々な課題に挑む力、確固たる倫理観、歴史観などに裏打ちされた明確なビジョンを示し勇気を持って行動する力などが求められる。

このように広く産学官にわたって国際社会で活躍し世界を牽引するリーダーの養成へのニーズの高まりに応え、博士課程教育を抜本的に改革するため、21世紀COEやGCOEなどによる国際的に卓越した教育研究資源を土台に、大学の叡知を結集して、「① 学位プログラムとして一貫した博士課程教育の確立」で示した世界に通用する学位プログラムを構築する世界的な大学院教育拠点を、第三者機関による厳正な審査によって、国公立大学を通じ競争的・重点的に支援し、国内外の優秀な人材を引き付ける「リーディング大学院」の形成を促進していくことが急務であると考えられる。

このような拠点においては、国内外の優秀な学生を選抜し、多様な背景の学生が切磋琢磨する環境を構築するとともに、研究室等の壁を破り複数分野を統合した課題設定型の教育プログラムを提供し、様々な分野の優秀な教員が結集した密接な研究指導を通じた一貫した学位プログラムとしての博士課程教育を構築することが必要である。このため、博士課程（前期）段階からの経済的支援の充実とともに、学生の履修管理・アドバイス等を行うメンターその他の教育研究支援体制などの充実が求められる。また、企業、行政機関、国際機関等との協議の場を設け、これらの機関と連携した教育を実施し、関係業界、経済団体からの採用面等での支援などによりキャリアパスの確立を推進することや、国際ネットワークの中で、海外大学の優れた教育力を活用しながら、世界最高水準のカリキュラムや教育体制を構築することが重要である。

このような拠点への重点的支援を行うに当たっては、国は、大学の教育研究活動に係る直接的な支援のみならず、教育研究組織や施設設備の整備、学生への経済的支援の実施などの関連施策を併せて充実していくことも重要である。

「リーディング大学院」の形成を通じて、優秀な人材を博士課程に引き付け、修了者が産学官で確実に採用・処遇される好循環を構築することが重要である。このような観点から、国は、「① 学位プログラムとして一貫した博士課程教育の確立」で示し

た制度的整備やGCOEの評価・検証を早急に進め、博士課程教育の強化を図ることが必要である。また、「リーディング大学院」の形成は、将来のリーダー層の育成の観点から、産業界からも強い期待が寄せられており、大学と産業界等との対話の場を設置し、我が国の産学官が一体となって世界を牽引するリーダーの養成を強力に押し進めることが求められる。

③ 外国人学生・日本人学生の垣根を越えた協働教育の推進

欧米のみならずアジアを含む諸外国の大学と連携し、日本人・外国人学生の垣根を越えた交流を通じた協働教育により、語学力を含むコミュニケーション能力や、異文化を理解し多文化環境下で新しい価値を生み出す能力を備えたグローバル人材を養成する。

グローバル化や知識基盤社会が進展し、グローバルに活動する企業や研究機関はもとより学生や教員の国際的な流動性が急速に高まる中、各国の大学とも、短期教育プログラムや大学間ネットワークの構築、海外拠点の設置、e-ラーニングの提供などグローバルな教育活動を積極的に展開しており、また、国・地域を越えた国際的な質保証の枠組の構築に向けた取組が進展している。

優れた外国人学生の積極的な受入れは、諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成のみならず、日本人・外国人学生の垣根を越えた協働を通じて、語学力を含むコミュニケーション能力や、異文化を理解し多文化環境下で新しい価値を生み出す能力等を備えたグローバル人材を養成する上で大きな意義を有する。さらに、ダブル・ディグリーをはじめとする国際的な共同プログラムの開発等を通じて、大学教育の質の向上と教育研究機能の強化が図られ、国際競争力・協働力の向上につながる事が期待される。

また、国際社会で活躍できるグローバル人材の養成には、我が国の学生を積極的に海外へ送り出し、学生が異文化環境に身を置き、豊富な国際経験を積むことが重要であり、今後は、アジア地域の経済の一体的進展を踏まえ、欧米のみならずアジア地域の大学間交流の一層の充実が求められる。

もちろん、これらは大学院段階のみで行われるものではないが、各大学院においては、特に、海外の大学、研究機関等と国際的なネットワークを構築し、外国人教員の積極的な採用、渡日前入学許可の拡大から就職など修了後の進路支援に至るまでの外国人学生の受入れを体系的に充実することが求められる。特に、優秀な外国人学生を引き付ける観点から、大学と企業が連携して、外国人学生や就職事情に関する情報を共有し、外国人学生の日本における修了後の進路の拡大に組織的に取り組むことが有効である。また、日本人学生の海外派遣を推進し、海外での学会やインターンシップ等への参加の機会を設けることが求められる。

国としても、学生の受入れ・派遣双方向での交流プログラムを進めるとともに、ダブル・ディグリーによる教育プログラムの構築など日本人・外国人学生の垣根を越えた交流を通じた協働教育等を進める大学を支援し、優れた外国人学生の戦略的な受入れとともに日本人学生の積極的な派遣を推進する必要がある。

ダブル・ディグリー等の推進については、各大学による多様な取組が先行している実態を踏まえつつ、ダブル・ディグリーを通じた教育連携のうち一定水準を満たすプログラムの自主的・自律的な認定活動等も想定し、関係する大学団体や評価機関において、具体的な検討が進められることを期待する。国においては、ダブル・ディグリーの更なる推進と専門教育の充実の観点から、大学院教育の実質化と質の保証に留意しつつ、単位互換における単位の上限数の引き上げについて検討することが必要である。また、今後、ジョイント・ディグリー（複数大学が連名で学位記を授与）が可能となるような制度的な対応のための検討を開始することが求められる。

(3) 専門職大学院の質の向上

社会経済の各分野で指導的役割を果たすとともに、国際的にも活躍できるような高度専門職業人を養成する制度創設の理念に立ち返り、教育内容の充実と質の向上を図る。

専門職大学院制度は、社会経済の各分野で指導的役割を果たすとともに、国際的にも活躍するための知見と応用力を有する高度専門職業人を養成することを目的として創設されたものである。

専門職大学院の急速な広がりに伴い、社会的要請を踏まえたカリキュラムの在り方や産業界等との連携、他の学位課程や学校種との関係等についての諸課題が指摘されていることから、制度創設の理念に立ち返り、本来の役割や機能に照らし合わせて、その在り方を再検討する必要がある。

<専門職学位課程の教員組織に関する検討>

学士課程、修士課程又は博士課程を担当する教員は、教育研究上支障がない場合には、他の学位課程の教員等がこれを兼ねることができるとされているが、専門職大学院については、設置基準上必ず置くこととされる専任教員（以下「必置教員」という。）は、他の学位課程の必置教員数に算入できないこととされている。これは、専門職大学院における教育に専念する教員の充実を図り、教育の質を担保することや、専門職大学院の独立性を確保することの必要性によるものである。

他方、専門職大学院の制度発足の円滑な移行を図る観点から、制度創設後10年間の特例として、他の学位課程の必置教員数への算入が認められているが（専門職大学院設置基準附則第2項）、この特例は平成25年度で終了する。

このため、特例措置終了後の教員組織の在り方について、専門職大学院制度の趣旨を踏まえて対応する必要がある。

その際、理論と実務の架橋を目的とする専門職学位課程における教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化、教員の養成機能の維持・向上、進学を希望する学生への対応、国際競争力への影響などを勘案すると、専門職学位課程と博士課程（後期）の接続を図ることは重要である。

また、大学における教育と研究は一体であり、学位課程及び専攻ごとの目的や役割の違いを踏まえつつも、相互に連携協力を図り全体として教育研究水準を向上させることが重要であることから、教員が学位課程及び専攻の壁を超えて相互に連携協力することや、流動性の高い教員組織の整備を積極的に推進することも重要である。

これらのことを踏まえ、教育研究の質保証の観点に留意しつつ、上記特例措置終了後の専門職学位課程の教員組織の在り方や制度的対応の取扱いについて検討することが求められる。

<認証評価の見直し>

専門職大学院の認証評価については、認証評価機関が存在しない場合に、自己点検・評価とその外部検証で代替することが可能とされているが（学校教育法施行規則第167条第2号）、専門職大学院の質保証の観点から、この特例措置を廃止することが適当である。

また、各認証評価機関は、恒常的に大学の質を保証するためにも、評価基準や実施

方法を不断に検証し改善していく必要があり、カリキュラムの充実度、学生の修了後の進路や、教員の資質・能力等の向上のための取組状況などの項目を導入することにより、より質に重点を置いた評価を行っていくことが望まれる。また、そのための関係規定の改正なども検討する必要がある。

<実務家教員の明確化>

実務家教員に関し、法令上は、専任教員に占める割合の下限は規定されているが、専門職大学院ごとの実務家教員の取扱いが様々となっている現状を踏まえ、専任教員の定義、専任教員に占める実務家教員の割合の取扱い等の明確化の検討が必要である。

<優れた理論と実務教育のバランスに配慮した柔軟な教育プログラムの提供>

専門職大学院は、高度専門職業人の養成に特化し、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する役割を担っていることから、優れた理論と実務教育のバランスに配慮した体系的なカリキュラムの確立が不可欠である。その上で、学部新卒者や職業人など背景の異なる学生の多様なニーズに配慮した教育内容の充実を図る必要がある。実務経験や分野の特性に応じた2年未満の標準修業年限の設定などを含め、教育上の必要に応じた柔軟な対応も求められる。

このため、産業界や職能団体等との連携協力により、基礎的な知識・能力に関する共通的な到達目標の設定や教材開発等の取組を促進するとともに、特色ある教育拠点の形成を促進し、修了者が社会で能力を発揮し評価される環境を整える必要がある。

(4) 学問分野の特性に応じた改善方策

大学院教育の課題については、分野ごと・学位の種類ごとに状況や背景が異なることを踏まえ、人文・社会科学系、理工農系、医療系の学問分野に応じた改善方策を以下に示す。

一方、これらの分野の間には、実験系、非実験系それぞれ一定の共通性があり、また、科学技術の急速な発展に伴う学術の体系の変革、学問分野の学際化・融合化、さらには、環境、生命、情報など自然、人間、社会が複雑に絡む高度な課題の解決には、幅広い知識をもとに俯瞰的なものの見方ができる人材の育成が不可欠となっている。各大学院においては、学問分野の枠を超えたアプローチを重視することが重要である。

<人文・社会科学系大学院の改善>

専門分野ごとに違いはあるものの、人文・社会科学系大学院の博士課程修了者が大学教員以外の社会の様々な場で活躍する多様なキャリアパスが確立されているとは言えないこと、標準修業年限内の学位授与率が低いことは大きな課題である。また、博士課程（後期）への進学的前提となる修士論文の作成に係る負担が過度となっているとの指摘がある。こうした中、円滑に学位授与へ導くプロセスや将来のキャリアパスの見通しを明らかにすることが極めて重要である。

人文・社会科学系大学院には、学問の特性から、産学連携になじまないと考えている大学院がいまだに多いが、修士・博士課程とも修了後、民間企業、行政機関等の専門職、販売・事務業務従事者となる者も多い。また、我が国そして人類社会が直面する課題に挑み、その成果を社会に還元する人材や、地域の市民や企業、NPOなどの様々な主体が参画して公共的サービスを提供する「新しい公共」の担い手など、人文・社会科学系の高度な人材への期待は大きい。このため、学生の将来のキャリアを考え、教育機関、企業、行政機関、NPO等との積極的な連携を強化し、多様な学修研究機会を設けながら、多様なキャリアパスを意識した教育を行うことが重要であり、研究室等での研究活動に依存する教育のみならず、産業界等と連携したインターンシップや地域社会と連携したフィールドワークなど実社会での経験を通じた教育や、国際的な研究経験、分野横断的な教育等の充実が求められる。そのためには、大学院が養成しようとする人材像に対する社会の理解を深め、学生が将来の見通しを描けるよう、基本的な教育情報が明らかにされていることが必要である。

また、博士号の取得が学生にとって多様なキャリアへの出発点となることを考えれば、学位の質を保証しつつ標準修業年限内に学位授与へ導くよう努めることは重要である。円滑な学位授与を進めるため、学位授与の要件、学位授与までの各過程に必要な期間、学位取得後のキャリアパス等の情報の公表を促進することが必要である。また、論文作成に係る研究テーマや研究方法、詳細な工程等を記載した研究計画の作成や研究進捗状況の中間発表等を通じて、学生と教員との間で学位授与に必要なプロセスを確認・共有することも有効である。

<理工農系大学院の改善>

我が国の技術者等の就職の大勢は既に学士課程修了段階から修士課程修了段階に移行し、理工農系の修士課程・博士課程（前期）は、こうした高度専門職業人養成の中心的な役割を担っており、我が国の理工農系大学院は、修士号取得者全体の約6割を占めている。

また、理工農系の博士号取得者の進路は大学等のみならず産業界等にも大きく広がっているにもかかわらず、博士課程5年間を貫く人材養成の目的や修得目標が曖昧で、専門分化した教育内容やキャリア支援体制が多様なキャリアパスに十分に対応しているとは言えず、大学院教育の方向性と産業界等の期待とのミスマッチが指摘されている。

理工農系の博士号取得者が産学官の様々な分野で中核的人材として活躍していくためには、産業界等と一層緊密に連携し、これらの要請に応え、さらに、社会人の学修需要の高まりにも応える質の高い博士課程教育を提供することが求められる。

現在導入が進む産業界等と連携したインターンシップやPBLなどの取組は、産業界等の実社会とつながりを持った教育の充実や学生の社会性の涵養などの点からも有効であり、カリキュラムの策定段階からこうしたプログラムに関わる産業界等の関係者も参画し、共通理解を持って行われることが望まれる。

<医療系大学院の改善>

我が国の医療系大学院は、医学・歯学の博士課程の入学者が博士課程全体の約3割を占め、また、既に病院等に従事している社会人学生の割合が高く、職業人養成の性格が強い。

医療系大学院を取り巻く状況は大きく変化しており、学生の専門資格志向、医師・歯科医師臨床研修制度の導入、薬学部教育6年制の導入、看護系大学の増加などは、研究者を志す学生の減少など、各分野の大学院学生のキャリア形成に大きな影響を与え、改革を進めようとする大学院に少なからぬ影響をもたらしている。

こうした中、優れた研究能力等を備えた医療系人材の養成機能が強化されてきているが、専門資格取得のみに重きを置く傾向があることや、具体的に修得させるべき研究能力等に関する到達目標が不明確な場合も少なくないとの指摘がある。

生命科学や医療技術等の発展は著しく、これらの成果を生涯を通じて学び、常に自らの知識・技術を磨き続け、患者や疾患の分析から病因や病態を解明するなどの研究マインドの涵養が求められており、医療系大学院には、生涯にわたる医療人のキャリア形成の中核的な役割を果たすことが求められる。

未来の医療を切り開く基礎研究を担う者を確保するとともに、国際的に通用する医療系人材や、ライフ・イノベーションを担う人材を養成するためには、教育、研究、診療の適正なバランスの維持を図りつつ、修了時の到達目標の明確化など、高度化・多様化する医療の動向等を見据えた体系的かつ実践的な教育を展開する必要がある。このため、他の医療機関や研究機関、学内外の他専攻等と有機的に連携し、面的に拡がりのある教育の展開が求められる。また、臨床研究は、医師をはじめとする多様な専門家のチームで行われることから、臨床疫学、生物統計学、倫理学、規制科学等を基礎とし、他分野・他大学院との共同により、実際の臨床研究の場を利用した教育が推進されることが望まれる。

5. 大学院教育の改革に向けた今後の取組

これら大学院教育の改善のための方策を名実ともに実現し、実効性を持って機能させるため、「施策要綱」に基づき実施された施策の成果と課題を踏まえ、国は新たな「施策要綱」を早期に策定し、体系的かつ集中的に大学院教育の改革に関する施策展開を図っていくことが求められる。また、大学院教育の改善状況や成果等の把握に努め、必要に応じ要綱の見直しを行うことが必要である。

これまでに述べた改善方策は、「17年大学院答申」に掲げる大学院教育の実質化の方向性を踏まえながら、大学院教育の現状の検証結果に基づき、大学院教育の更なる改善のため国、大学、産業界、地域社会等の関係者が今後重点的に取り組むべき事項を掲げたものである。したがって、それらの改善方策以外にも、「17年大学院答申」に掲げられた若手教員等の教育研究環境の改善、大学院評価の確立及び国際的な質保証活動への参加といった方策については、引き続き、関係者が取り組むことが必要である。

また、いわゆる「論文博士」については、「17年大学院答申」において、企業、公的研究機関の研究所等での研究成果を基に博士の学位を取得したいと希望する者もいまだ多いことなども踏まえつつ、学位に関する国際的な考え方や課程制大学院制度の趣旨などを念頭にその在り方を検討することとされた。「17年大学院答申」以降、博士学位授与数に占める論文博士の割合は減少傾向にあり、社会人等に対する魅力ある博士課程教育の提供等の方策と併せ、その在り方を検討すべきである。

大学院教育は、コースワークと研究指導等により教育と研究が高度に融合したものであり、その在り方は、学術研究の在り方にもつながっている。また、大学院教育は、学士課程段階における教養教育とこれに十分裏打ちされた専門的素養を基礎とするものであり、両者は密接に関連している。これを踏まえ、今後さらに、学士課程教育との関連や、学術研究環境や研究支援体制の整備、基盤的経費と競争的な経費による国から大学への財政支援の在り方などの視点も併せ、実効ある大学院教育の改革方策を検討していくことが求められる。

（補論1）大学院教育の実質化に関する検証結果の主な成果と課題

1. 主な成果

- 分野を問わず大半の大学院が、「17年大学院答申」以降、人材養成の目的を明確にするために学則等を改正し、また、大半の大学院がコースワークの充実等により専攻横断的な科目履修に取り組んでいる。
- ほとんどの大学院において、経済的支援の取組が実施され、受給人数も全体的に増加傾向にある。
- 多くの大学院で研究の進捗状況に関する中間発表を行うなど、学位の質を確保しつつ円滑な学位授与を促す取組が行われ、学位授与率は上昇傾向にある。
- GCOEや大学院GP等の支援は、大学院の改革意欲を促しており、拠点として選定された研究科・専攻では、博士課程（後期）を含めて体系的な教育への改善が確実に実施されている。また、複数教員による論文指導を行うところも見られる。経済的支援の充実、国内外の研究プロジェクトへの参加等の改革も進展し、博士課程学生の海外学会発表や査読付論文発表数の増加など研究能力の向上等が見られる。また、支援期間が終了した21世紀COEの拠点についても、半数以上が充実発展させるなどほとんどの拠点が取組を継続している。

● 人文・社会科学系大学院

経営学等の社会科学系大学院では、社会人学生の割合が高く、多くの大学院が、産業界や地域社会との連携による講義、中長期のインターンシップや学外実習などに取り組んでいる。

● 理工農系大学院

数物科学系等では長期に大規模研究施設等に滞在する実験研究等が見られ、物質・材料科学系、機械工学系をはじめ産業界との結びつきの強い分野を中心に、企業等との連携による教育プログラムやインターンシップが進展している。

● 医療系大学院

社会人学生の割合が高く、多くの大学院が、長期履修制度や夜間・土日開講制など、履修機会の確保に取り組んでいる。

医学、薬学分野を中心に、創薬、治験、医療機器開発等の分野で産学共同研究が広く行われ、寄附講座や外部招へい講義等の形で産業界と連携した教育プログラムに取り組んでいる。

2. 主な課題

- 人材養成の目的や修得すべき知識・能力、入学者受入方針の記載が概念的・抽象的な大学院や、実際の教育がこうした方針に沿って展開されているとは言えない大学院も少なからずあり、大学院教育の実質化の取組には、大学院間で相当な差がある。
- GCOEや大学院GPの支援を受けた拠点の取組も、他の専攻や大学院に成果が十分に波及・浸透せず、また、こうしたプログラム支援の拠点数が絞り込まれた中、プログラム資金の有無により専攻間・大学院間で教育環境の格差が広がっているとの指摘がある。
- ほとんどの大学院が、入学段階で学生が専攻する専門分野や研究室等の所属を決定し

ており、学士課程段階の卒業論文・研究や大学院の入学選抜等を経て学生の研究テーマは早い時期から特定される傾向にある。また、コースワーク等を経て専門分野や研究室等の変更をしようとする際のルールが定まっている大学も少なく、学生の流動や進路変更を実質的に難しくしているとの指摘がある。

- 博士課程（後期）では、学位が如何なる能力を保証するものであるかの共通認識が、大学院関係者・社会ともに十分に確立されていない。課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の人材養成目的や修得内容が曖昧で、実際の教育が、個々の担当教員がそれぞれの研究室で行う研究活動を通じたものにとどまっていることが多い。
- 標準修業年限内での博士号の学位授与率は、「17年大学院答申」以降も向上していない。
- 各大学院において、経済的支援の取組が進んでいるが、受給人数・受給額ともにいまだ十分ではない。
- 博士課程（後期）を中心に入学者や学位授与者がいないなど学生数の極めて少ない専攻があり、学生が切磋琢磨する環境として不十分であるとの指摘がある。

● 人文・社会科学系大学院

修士課程や博士課程（前期）から博士課程（後期）への進学率は比較的高いが、博士課程修了者のキャリアパスの中心は大学教員であり、修了者が社会の様々な場で活躍する多様なキャリアパスが確立されず、学位取得までのプロセスや将来のキャリアパスに関する情報が学生に十分明らかにされているとは言えない。また、博士課程修了後にいわゆるオーバードクターとなる者が多いこともあり、標準修業年限内に学位を授与しようとする意識が比較的低い。

さらに、博士課程（後期）進学の前提としての修士論文の作成に係る負担が過度であるとの指摘がある。

● 理工農系大学院

理工農系の博士号取得者の進路は大学等のみならず産業界等にも大きく広がっているにもかかわらず、博士課程5年間を貫く人材養成目的や修得目標が曖昧で、教育内容やキャリア支援体制が多様なキャリアパスに十分に対応しているとは言えず、大学院教育の方向性と産業界等の社会の期待とのミスマッチが指摘されている。

● 医療系大学院

医療系大学院を取り巻く状況は大きく変化しており、学生の専門資格志向、医師・歯科医師臨床研修制度や薬学部教育6年制の導入、看護系大学の増加などは、学生のキャリア形成に大きな影響を与えており、研究者等を志して大学院へ進学する者が減少している。また、優れた研究能力等を備えた医療人の養成機能が強化されてきているが、専門資格取得のみに重きを置き、具体的に修得させるべき臨床技能や研究能力に関する到達目標が不明確な場合も少なくない。

● 専門職大学院

専門職大学院は、平成15年度の制度創設以降、様々な分野に急速に広がり、高度専門職業人養成を目的とした理論と実務の架橋を図るためのカリキュラムの在り方、専任教員や認証評価の在り方、他の学位課程や学校種との関係等に関し課題が生じている。

（補論２）「大学院教育の改善方策」の各提言に係るこれまでの取組と現状

（１）学位プログラムとしての大学院教育の確立

① 課程制大学院制度の趣旨に沿った体系的な教育の確立

博士課程，修士課程，専門職学位課程を編成する専攻単位で，人材養成の目的や学位の授与要件，修得すべき知識・能力の内容を具体的・体系的に示す。その上で，コースワークから研究指導へ有機的につながりを持った体系的な大学院教育を確立する。

<上記提言に係る「17年大学院答申」の提言>

第1章 第2節

2 博士，修士，専門職学位課程の目的・役割の焦点化

大学院段階においては，学部段階における教養教育と，これに十分裏打ちされた専門的素養の上に立ち，専門性の一層の向上を図るための，深い知的学識を涵養する教育を行うことが基本である。大学院の教育内容としては，学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワーク等により，関連する分野の基礎的素養の涵養を図り，学際的な分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用する能力（専門応用能力）を培う教育が重要となる。加えて，高い倫理性や世界の多様な文化・歴史に対する理解力，語学力を含めたコミュニケーション能力などを身に付けさせることも求められる。

3 各大学院の人材養成目的の明確化と教育体制の整備

大学院教育の組織的展開を強化していくためには，各大学院のそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし，これらに即した体系的な教育の課程の提供，その責任ある実践のための人的・組織的体制，物的環境を整えることが重要である。

このため，これらの取組状況と成果が各大学院において社会的に明示されるよう制度の整備を図るとともに，国による支援を推進する必要がある。

【具体的取組】

- ・ 各大学院の人材養成に係る目的の明確化（大学院設置基準の改正）
- ・ 各大学院における教育の実質化の取組に対する国の重点的支援と情報提供の推進

第2章 1.（1）

① コースワークの充実・強化

社会のニーズに対応した人材の養成を行うためには，学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを充実し，関連する分野の基礎的素養の涵養等を図っていくことが重要である。

特に，博士課程は，5年間を通じた体系的な教育の課程を編成し，コースワーク，論文作成指導，学位論文審査等の各段階が有機的なつながりを持って博士の学位授与へと導いていくといった教育のプロセス管理が重要となる。

これと関連して，各大学院においては，その人材養成目的や特色に応じてアドミッション・ポリシーを明確にし，それを適切に反映した入学者の選考上の工夫を行うこ

とが重要である。

【具体的取組】

- ・ 大学院の課程の単位の考え方の明確化（大学院設置基準の改正）
- ・ 修士課程及び博士課程（前期）の修了要件の見直し（大学院設置基準の改正）
- ・ 豊かな学識を養うための複合的な履修取組（主専攻・副専攻制，ジョイントディグリー）の導入
- ・ 博士課程の短期在学コースの創設の検討
- ・ 国によるコースワーク充実のための情報提供等

<これまでに取り組んだ主な施策>

- 大学院設置基準の改正（平成18年3月31日公布，平成19年4月1日施行）
 - ・ 各大学院の人材養成に係る目的の明確化と公表を義務付け
 - ・ 体系的な教育課程を編成し，その際，専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮することなど教育課程の編成方針を規定
 - ・ 講義，演習，実験等二以上の方法を併用する授業科目の単位の考え方の明確化
 - ・ 各課程の目的に応じて，特定課題の研究の成果の審査に合格することをもって修士課程及び博士課程（前期）の修了要件とすることの明確化
- 大学院設置基準等の改正（平成20年11月13日公布，平成21年3月1日施行）
 - ・ 共同で教育課程を編成する仕組みの創設
- 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ（60大学143プログラム）
組織的な大学院教育改革推進プログラム（91大学221プログラム）
- グローバルCOEプログラム（41大学140拠点）
- 大学教育改革プログラム合同フォーラムの開催

<検証結果>

分野を問わず大半の大学院が，「17年大学院答申」以降，人材養成目的を明確にするために学則等を改正し，また，大半の大学院がコースワークの充実等により専攻横断的な科目履修に取り組んでいる。

GCOEや大学院GP等の支援は，大学院の改革意欲を促しており，拠点として選定された大学院では，博士課程（後期）を含めて体系的な教育への改善が確実に実施されている。また，複数教員による論文指導を行うところも見られる。経済的支援の充実，国内外の研究プロジェクトへの参加等の改革も進展している。

他方，人材養成の目的や修得すべき知識・能力，入学者受入方針の記載が概念的・抽象的な大学院や，実際の教育がこうした方針に沿って展開されているとは言えない大学院も少なからずあり，大学院教育の実質化の取組には，大学院間で相当な差がある。また，GCOEや大学院GPの支援を受けた拠点の取組も，他の専攻や大学院に成果が十分に波及・浸透せず，また，こうしたプログラム支援の拠点数が絞り込まれた中，プログラム資金の有無により専攻間・大学院間で教育環境の格差が広がっているとの指摘がある。

【目的に沿った体系的な教育課程の編成】		全体	国立大学	公立大学	私立大学
学位授与の方針に基づき、知識・技能をそれぞれの学年で修得すべきレベルに応じて計画的に配置し、体系的に身に付けさせるよう教育課程を編成している	実施している 〔うち一部の研究科等 においてのみ実施〕	90.3% (12.6%)	96.5% (25.9%)	87.9% (13.8%)	89.3% (9.7%)
	実施していない	9.2%	2.4%	12.1%	10.2%
インターンシップ(企業等と連携しての現地研修、プロジェクト参加)を実施している	実施している 〔うち一部の研究科等 においてのみ実施〕	52.4% (26.9%)	85.9% (56.5%)	51.7% (31.0%)	45.7% (20.4%)
	実施していない	47.3%	14.1%	48.3%	53.8%
キャリア教育等を通じて、キャリアパス形成に関する指導を実施している	実施している 〔うち一部の研究科等 においてのみ実施〕	42.1% (21.8%)	75.3% (50.6%)	46.6% (20.7%)	34.8% (16.1%)
	実施していない	56.8%	24.7%	53.4%	63.7%
海外の大学や研究機関等と連携した(学生交流、教員招聘等による)教育研究を実施している	実施している 〔うち一部の研究科等 においてのみ実施〕	62.8% (25.7%)	96.5% (45.9%)	67.2% (19.0%)	55.5% (22.5%)
	実施していない	36.3%	2.4%	32.8%	43.6%
セミナー、学会発表、技能・資格試験等を通じて英語による論文作成能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力等の実践的能力を養成している	実施している 〔うち一部の研究科等 においてのみ実施〕	60.5% (24.1%)	90.6% (49.4%)	62.1% (22.4%)	54.3% (19.2%)
	実施していない	38.9%	9.4%	37.9%	45.0%

(平成21年度文部科学省調べ(大学単位))

○大学院GP(組織的な大学院教育改革推進プログラム)の成果

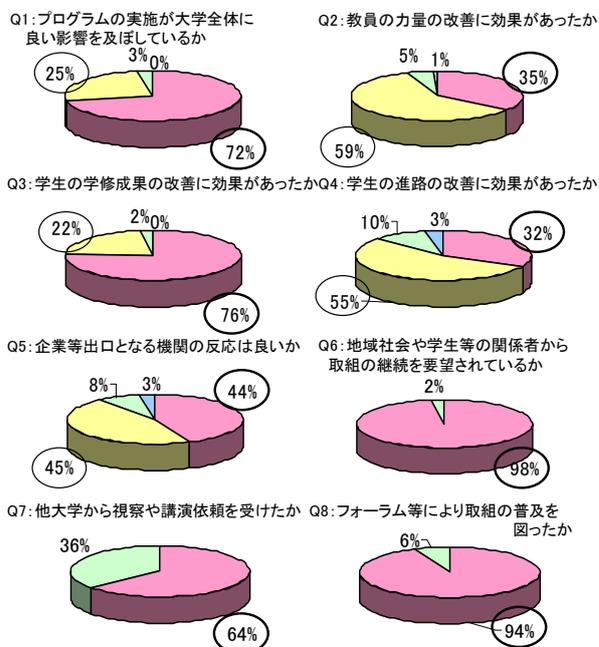
◆ 事業実施による変化

平成19年度に採択され、事後評価を終えた125研究科・専攻における採択前(平成18年度)と補助事業終了後(平成21年度)の3カ年の指標の推移

- ・博士課程修了者の就職率
67.5% → 72.4%
- ・うち研究職への就職割合
71.9% → 73.2% (1,407人→1,470人)
- ・学生の学会発表数(博士+修士)
26,318回 → 29,265回(2,947回増、**11.2%増**)
- ・うち海外での発表数(博士+修士)
6,288回 → 7,192回(904回増、**14.4%増**)
- ・企業へのインターンシップ派遣人数(1ヶ月以上、博士+修士)
798人 → 953人(155人増、**19.4%増**)
- ・海外(大学、研究機関、企業)派遣人数
(1ヶ月以上、博士+修士)
267人 → 538人(271人増、**101.5%増**)
- ・入学者に占める外国人割合(博士+修士)
10.7% → 15.8%(1,524人→2,181人)

◆ 本プログラムに対する大学・社会からの評価

※21年度でプログラムが修了する大学の研究科長(126名)へのアンケート結果



② 学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制の確立

各教員の役割分担と連携体制を明確にし、教員間の綿密な協議に基づいて体系的な大学院教育を提供し、学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制を確立する。

<上記提言に係る「17年大学院答申」の提言>

第1章 第2節

3 各大学院の人材養成目的の明確化と教育体制の整備

大学院教育の組織的展開を強化していくためには、各大学院のそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即した体系的な教育の課程の提供、その責任ある実践のための人的・組織的体制、物的環境を整えることが重要である。

このため、これらの取組状況と成果が各大学院において社会的に明示されるよう制度の整備を図るとともに、国による支援を推進する必要がある。

【具体的取組】

- ・ 「助教」の新設に伴う大学院の教員組織体制の見直し
- ・ 博士課程、修士課程における研究指導教員の取扱いの明確化（大学院設置基準の改正）

第2章 1. (1)

③ 教員の教育・研究指導能力の向上のための方策

今後の大学院教育の組織的展開が有効に機能するためには、体系的な教育課程とともにそれを支える教員の教育・研究指導能力の向上が重要な課題となる。このため、個々の教員の教育・研究指導能力向上とそのための組織的な研修体制の充実や学生に対する成績評価の管理、さらには、教員の教育研究活動を適切に評価する仕組みが一体となって機能することが必要である。また、授業内容を公開するなど、教育・研究指導の内容を同一学科内の教員が評価できる仕組み（いわゆるピアレビュー）を導入することも効果的である。

<教育研究活動の評価の実施と活用・反映>

教育活動に関する評価は、その指標に定性的なものが多く適切な指標設定が難しいことなどから、社会的にいまだ定着しているとは言い難い。今後、教育活動に関する評価の指標として、例えば、単位制度の趣旨に沿った学習量の確保状況や成績評価基準等のシラバスへの明示内容、シラバスに沿った授業の実施状況、学生への論文作成指導の状況、学生による授業等の評価などに加え、課程の目的とする人材養成として想定される就職先への就職率や、修了者のキャリアパス形成に関する指導状況、修了者の社会での活躍状況なども考えられる。

【具体的取組】

- ・ 大学院の課程におけるFDの実施（大学院設置基準の改正）
- ・ 大学院の課程における成績評価基準の明示と厳格な成績評価・修了認定の実施（大学院設置基準の改正）
- ・ 各大学院における教員の教育研究活動の評価の実施

第2章 2.

(1) 大学院評価の確立による質の確保

事前評価（設置認可制度）と事後評価（認証評価制度など）の双方の適切な役割分担と協調の確保等を通じて、全体として大学の質を保証する大きな枠組みを確立していくことが重要である。とりわけ、事後評価については、大学関係者等の協力を得ながら社会に早期に定着させ、実効性ある評価へと発展・充実させていくことが急務となっている。

今後、事後評価の制度については、

- ① 自己点検・評価
- ② 認証評価
- ③ 評価団体の適正さを担保する仕組み

の三つの仕組みにより、大学院の特性に応じた適切な評価が多様な観点から行われる体制を整えていくことが必要である。

さらに、将来的には、認証評価について、大学全体を組織体として評価する「機関別評価」に加え、大学院教育の専門性に沿った「専門分野別評価」を導入していくことが適当である。

【具体的取組】

- ・ 実効性ある大学院評価の展開に向けた関係機関の取組の推進
- ・ 大学院の専門分野別自己点検・評価の促進
- ・ 大学院教育の質に関する積極的かつ有用な情報の提供の促進

<これまでに取り組んだ主な施策>

- 大学院設置基準の改正（平成18年3月31日公布，平成19年4月1日施行）
 - ・ 博士課程と修士課程の研究指導教員を兼ねうる場合の明確化
 - ・ 授業・研究指導の改善のための組織的な研究・研修（FD）の実施
 - ・ 大学院の課程における成績評価基準の明示と厳格な成績評価・修了認定の実施
- 大学設置基準の改正（平成18年3月31日公布，平成19年4月1日施行）
 - ・ 助教の数を専任教員数に算入
 - ・ 学科目制・講座制に関する規定を削除し，各大学が，教員の適切な役割分担と相互の連携体制を確保し，教育研究上の責任体制が明確になるよう教員組織を編制するものとする

<検証結果>

GCOEや大学院GP等の支援は、大学院の改革意欲を促しており、拠点として選定された研究科・専攻では、博士課程（後期）を含めて体系的な教育への改善が確実に実施されている。また、複数教員による論文指導を行うところも見られる。

他方、ほとんどの大学院が、入学段階で学生が専攻する専門分野や研究室等の所属を決定しており、学士課程段階の卒業論文・研究や大学院の入学者選抜等を経て学生の研究テーマは早い時期から特定される傾向にあり、また、博士課程（後期）では、実際の教育が、個々の担当教員がそれぞれの研究室で行う研究活動を通じたものにとどまっていることの問題点が見られる。

③ 教育情報の公表の推進

産業界や地域社会等が大学院教育に対する認識を深め、学生が将来のキャリアパスを描くことができるよう、大学院教育の「可視化」を進める。

<上記提言に係る「17年大学院答申」の提言>

第1章 第2節

3 各大学院の人材養成目的の明確化と教育体制の整備

大学院教育の組織的展開を強化していくためには、各大学院のそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即した体系的な教育の課程の提供、その責任ある実践のための人的・組織的体制、物的環境を整えることが重要である。

このため、これらの取組状況と成果が各大学院において社会的に明示されるよう制度の整備を図るとともに、国による支援を推進する必要がある。

【具体的取組】

- ・ 各大学院の人材養成に係る目的の明確化（大学院設置基準の改正）

第2章 2.

(1) 大学院評価の確立による質の確保

<大学院教育の質に関する積極的かつ有用な情報の提供の促進>

各大学院（専攻等）の専門分野別自己点検・評価などの結果に関する情報、設置認可の際の課題、人材養成の目標（課程の目的）、教育内容・方法、教員組織、学位の種類、学生の修了後の進路、学生への経済的支援の内容等の多様な項目のうち、それぞれ利用者の視点も踏まえつつ、専攻分野別に集約・整理し、大学院教育の質に関する情報として、公表していく取組が望まれる。

<これまでに取り組んだ主な施策>

- 大学院設置基準の改正（平成18年3月31日公布、平成19年4月1日施行）
 - ・ 各大学院の人材養成に係る目的の明確化と公表を義務付け
- 学校教育法施行規則の改正（平成22年6月15日公布、平成23年4月1日施行）
 - ・ 教育情報の公表の促進

<検証結果>

分野を問わず大半の大学院が、「17年大学院答申」以降、人材養成目的を明確にするために学則等を改正している。

□ 人材の養成に関する目的その他の教育上の目的の学則等への規定状況

・全学的な目的を定めている大学	84.5% (国立:94.1%、公立:82.8%、私立:83.0%)
・研究科ごとに目的を規定している大学	78.8% (国立:90.6%、公立:65.5%、私立:78.5%)
・専攻ごとに目的を規定している大学	53.8% (国立:78.8%、公立:37.9%、私立:51.2%)

(平成21年度文部科学省調べ)

④ 優れた学生が見通しを持って大学院で学ぶ環境の整備

意欲と能力ある学生が、将来の見通しを持って、経済的な不安を抱えることなく大学院を選び、国内外に開かれた公正な入学者選抜を経て、充実した大学院教育を受けられるよう支援する。

<上記提言に係る「17年大学院答申」の提言>

第2章 1. (1)

① コースワークの充実・強化

各大学院においては、それぞれの人材養成目的や特色に応じてアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を明確にし、公表するとともに、それを適切に反映した入学者受入れを行えるよう、選考の方法や時期等について工夫を行うことが必要である

第2章 1. (3)

① 学生に対する修学上の支援及び流動性の拡大のための方策

博士課程（後期）レベルにおける優れた人材の育成を行うため、博士課程（後期）在学者等を対象とした修学上の支援策の充実を図ることが重要である。

【具体的取組】

- ・ 特別研究員事業、及びTA（ティーチングアシスタント）・RA（リサーチアシスタント）等としても活用できる競争的研究資金の拡充
- ・ 学生への経済的支援制度の審査等の早期化

学生においても、高度な研究水準にある大学院等で、異なる研究経歴の教員から多様な視点に基づく教育・研究指導を受けたり、異なる学修歴を持つ学生の中で互いに切磋琢磨しながら自らの能力を磨いていく教育研究環境に豊富に接していくことが重要であり、学生の流動性を拡大していくことが必要である。

【具体的取組】

- ・ 大学院入学後の補完的な教育プログラムの提供

<これまでに取り組んだ施策>

- 特別研究員事業の拡充
- グローバルCOEプログラム（41大学140拠点）
- 日本学生支援機構の奨学金の予約採用について、決定時期の早期化と複数回申請を実現
- 大学院活動状況調査の実施及び調査結果の公表

<検証結果>

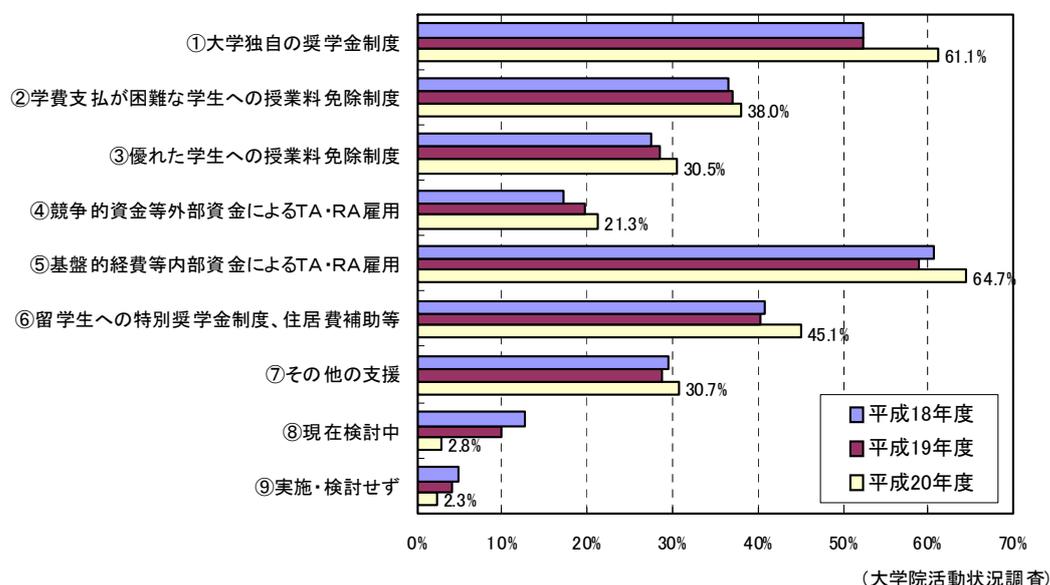
ほとんどの大学院において、経済的支援の取組が実施され、受給人数も全体的に増加傾向にある。しかし、受給人数・受給額ともにいまだ十分ではない。

ほとんどの大学院が、入学段階で学生が専攻する専門分野や研究室の所属を決定しており、学士課程段階の卒業論文・研究や大学院の入学者選抜等を経て学生の研究テーマは早い時期から特定される傾向にある。

また、コースワーク等を経て専門分野や研究室等の変更をしようとする際のルールが

定まっている大学は少なく，学生の流動や進路変更を実質的に難しくしているとの指摘がある。

○ 経済的支援に関する取組の実施率（大学単位）



○ 分野別受給人数 (修士課程・博士課程（前期）)

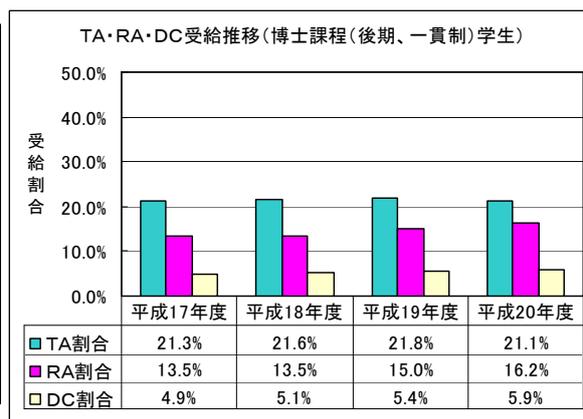
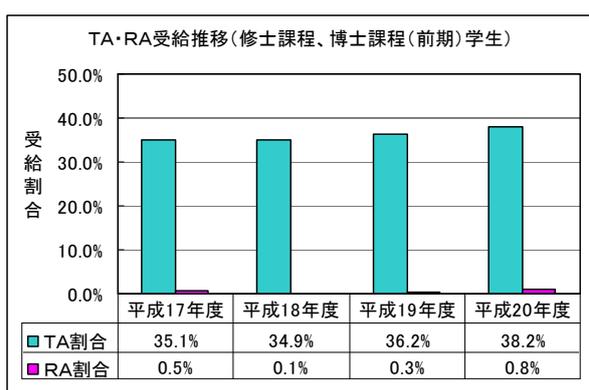
	TA人数	受給割合
人文	2,356	19.2%
社会	3,168	14.3%
教育	2,801	24.9%
理学	7,431	51.1%
工学	31,709	48.1%
農学	5,473	59.6%
保健	4,840	36.3%

(平成20年度大学院活動状況調査)

○ 分野別受給人数 (博士課程（後期・一貫制）)

	TA人数	受給割合	RA人数	受給割合	DC人数	受給割合
人文	1,616	21.6%	478	6.4%	387	6.4%
社会	1,746	20.7%	772	9.2%	482	4.7%
教育	560	28.8%	118	6.1%		
理学	1,639	28.5%	2,545	44.3%	2,751	11.5%
工学	2,614	18.5%	3,894	27.5%		
農学	1,436	35.3%	547	13.5%		
保健	3,972	16.4%	2,421	10.0%	431	1.8%

(平成20年度大学院活動状況調査)



○ T A 受給者の平均年間受給額：103千円、R A 受給者の平均年間受給額：472千円

○ 博士課程（後期）在籍者のうち、生活費相当の経済的支援（年間180万円以上）を受給している学生は、7,488人（10.1%）

(ポストドクター等の雇用状況・博士課程在籍者への経済的支援状況調査 2008年度実績)

○ 大学院入試及び専門分野等の決定について（平成22年度文部科学省調べ（専攻単位））

（1）修士課程・博士課程（前期）

- ・ 自大学学部出身者（同一専門分野に限る。）を優遇している専攻が、約11%存在
- ・ 約25%の専攻が、専門分野や研究室ごとに合否を決定。また、専攻・研究科ごとに合否を決定している専攻も、約93%の専攻が、入学時又は入学後まもなく専門分野や研究室を決定
- ・ 専門分野や研究室の変更の期間を明確に定めている専攻は、10%程度

○ 試験内容・受験資格について

① 出身大学・学部(卒業見込み者含む)を問わず同じ内容の入試を行っている	2,845	80.4%
② 自大学学部出身者(同一専門分野に限る。)を受験科目数や試験内容で優遇している	346	9.8%
③ 自大学学部出身者(同一専門分野に限る。)以外の受験者を受験科目数や試験内容で優遇している	26	0.7%
④ 自大学学部出身者(同一専門分野に限る。)に受験資格を限定している	7	0.2%
⑤ その他	313	8.8%
計	3,537	100.0%

○ 専門分野（講座、指導教員等）の選抜上の扱いについて

① 専攻の中の希望する専門分野や研究室毎に合否を決定している	869	24.6%
② 合否は専門分野を問わず専攻毎に行っている	1,741	49.2%
③ 合否は専門分野を問わず研究科毎に行っている	809	22.9%
④ その他	117	3.3%
計	3,536	100.0%

○ 専門分野や研究室の特定時期について

① 入学前	545	21.2%
② 入学後まもなく	1,832	71.4%
③ 1年次修了まで	150	5.8%
④ 2年次修了まで	19	0.7%
⑤ その他の期間	21	0.8%
計	2,567	100.0%

（2）博士課程（後期）

- ・ 自大学修士課程・博士課程（前期）修了者（同一専門分野に限る。）を優遇している専攻が、約13%存在
- ・ 約30%の専攻が、専門分野や研究室ごとに合否を決定。また、専攻・研究科ごとに合否を決定している専攻も、ほぼ全ての専攻が、入学時又は入学後まもなく専門分野や研究室を決定
- ・ 専門分野や研究室の変更の期間を明確に定めている専攻は、8%程度

○ 試験内容・受験資格について

① 出身大学・専攻(修士課程修了見込み者含む)を問わず同じ内容の入試を行っている	1,740	79.7%
② 自大学修士課程(博士課程(前期)を含む)修了者(同一専門分野に限る。)を受験科目数や試験内容で優遇している	279	12.8%
③ 自大学修士課程(博士課程(前期)を含む)修了者(同一専門分野に限る。)以外の受験者を受験科目数や試験内容で優遇している	3	0.1%
④ 自大学修士課程(博士課程(前期)を含む)修了者(同一専門分野に限る。)に受験資格を限定している	0	0.0%
⑤ その他	161	7.4%
計	2,183	100.0%

○専門分野（講座、指導教員等）の選抜上の扱いについて

① 専攻の中の希望する専門分野や研究室毎に合否を決定している	654	30.0%
② 合否は専門分野を問わず専攻毎に行っている	980	44.9%
③ 合否は専門分野を問わず研究科毎に行っている	476	21.8%
④ その他	72	3.3%
計	2,182	100.0%

○専門分野や研究室の特定時期について

① 入学前	348	23.8%
② 博士課程(後期)入学後まもなく	1,089	74.3%
③ 博士課程(後期)1年次修了まで	12	0.8%
④ 博士課程(後期)2年次修了まで	3	0.2%
⑤ 博士課程(後期)3年次修了まで	2	0.1%
⑥ その他の期間	11	0.8%
計	1,465	100.0%

(3) 一貫制博士課程

- ・自大学学部出身者（同一専門分野に限る。）を優遇している専攻が、約1%存在
- ・約30%の専攻が、専門分野や研究室ごとに合否を決定。また、専攻・研究科ごとに合否を決定している専攻も、ほぼ全ての専攻が、入学時又は入学後まもなく専門分野や研究室を決定
- ・専門分野や研究室の変更の期間を明確に定めている専攻は、15%程度

○試験内容・受験資格について

① 出身大学・学部(卒業見込み者含む)を問わず同じ内容の入試を行っている	248	89.9%
② 自大学学部出身者(同一専門分野に限る。)を受験科目数や試験内容で優遇している	2	0.7%
③ 自大学学部出身者(同一専門分野に限る。)以外の受験者を受験科目数や試験内容で優遇している	1	0.4%
④ 自大学学部出身者(同一専門分野に限る。)を受験資格を限定している	0	0.0%
⑤ その他	25	9.1%
計	276	100.0%

○専門分野（講座、指導教員等）の選抜上の扱いについて

① 専攻の中の希望する専門分野や研究室毎に合否を決定している	80	30.1%
② 合否は専門分野を問わず専攻毎に行っている	76	28.6%
③ 合否は専門分野を問わず研究科毎に行っている	92	34.6%
④ その他	18	6.8%
計	266	100.0%

○専門分野や研究室の特定時期について

① 入学前	97	57.7%
② 入学後まもなく	68	40.5%
③ 1年次修了まで	1	0.6%
④ 2年次修了まで	0	0.0%
⑤ 3年次修了まで	1	0.6%
⑥ 4年次修了まで	0	0.0%
⑦ 5年次修了まで	0	0.0%
⑧ その他の期間	1	0.6%
計	168	100.0%

⑤ 産業界等との連携の強化と多様なキャリアパスの確立

社会の様々な分野で活躍できる高度な人材を養成するため、産業界や地域社会等の多様な機関と連携し、これらの資源も活用しながら多様なキャリアパスに対応した教育を展開するとともに、キャリアパスの確立に向けた取組を進める。

<上記提言に係る「17年大学院答申」の提言>

第2章 1.

(2) 産業界、地域社会等多様な社会部門と連携した人材養成機能の強化

従前より、産業界、地域社会等と大学は、人材養成、研究開発等において連携を図ってきたが、これを更に推進していくことが必要である。その際、産業界等においては、それぞれの業種などに応じて、自らの大学院教育に対するニーズを明確かつ具体的に示すとともに、各大学院においては、そのようなニーズを的確に踏まえた教育内容・方法等を取り入れていくことを通じて、両者の協力関係をより一層推進し、産業界等社会のニーズと大学院教育のマッチングを図っていくことが重要である。また、大学院の地域連携活動の一層の推進を図り、大学院が人材養成を含めた地域の発展のためにその役割を積極的に果たしていくことのできる環境の整備も重要である。

【具体的取組】

- ・ 大学院と産業界が目指すべき人材養成目標とそれに即して修得すべき専門的知識・能力の内容を共有した産学協同教育プログラムの開発・実施
- ・ 単位認定を前提とした長期間の実践的なインターンシップの実施

さらに、各大学院、企業等は、博士課程修了者等の多様な進路の開拓を図るための取組を実施することが求められる。国は、大学や企業等、双方におけるこれらの努力及び社会的評価を踏まえつつ、産学官連携による人材養成の取組への支援や社会ニーズを踏まえた魅力ある大学院教育に対する支援を行うことが必要である。

【具体的取組】

- ・ 各大学院による教育内容・方法の改善や教員の資質向上、学生のキャリアパス形成に関する指導、博士課程修了者の研究市場への積極的なアピール
- ・ 企業等による大学院教育に対する自らのニーズの明確化、博士の学位の取得者等の実力を評価した人材の登用など、今後の知識基盤社会における国際的な競争に耐えられる職務体制・人材の配置の実施

第2章 1. (3)

② 若手教員の教育研究環境の改善及び流動性の拡大のための方策

若手教員のキャリアパスについては、各大学において、任期制等を活用し、優秀な人材を適切に活用していくことが求められるが、分野によっては、米国において導入されている任期付雇用期間中に審査を経てテニユア（終身在職権）を取得するテニユア・トラック制を適用することも効果的であると考えられ、本制度の趣旨である若手教員の自立性の確保のためには、スタートアップのための資金の支給、研究スペースの確保、研究支援体制の充実等により、テニユア・トラックにある若手教員が資質・能力を十分に発揮できるよう、研究に専念できる体制を整備していくことが不可欠である。

今後の知識基盤社会にあつては、新たな知見や価値を創出していく人材を数多く輩出し、知的セクターを形成する研究基盤の重層化を図っていくことが、国全体の持続的な発展のために極めて重要である。このような基盤を形成するために、大学院と社会とを往復しながら研究者等の資質・能力の向上を図っていくような社会へと転換していくことが求められる。しかしながら、企業等における研究人材の異動回数は比較的少なく、機関を越えての人材の流動性が低いとの指摘がある。このため、例えば、

- ① 修士・博士等の学位の種類に応じた適切な採用・処遇に配慮すること、とりわけ博士の学位取得者について、年齢等にかかわらず、課題探求能力等の実力を適正に評価して人材の登用を行うこと
 - ② 企業等の研究者・技術者が、一定期間大学等他の研究の場で研鑽を積むことや、博士課程へ進学、再入学して学位を取得することへの職務上のサポートや人事・処遇面に係るインセンティブを付与すること
 - ③ 大学院・企業等が同様の専門分野で任期付研究者やポスドクに関する人材交流を進めること
- など、今後の知識基盤社会に向けた努力が求められる。

<これまでに取り組んだ施策>

- 産学連携による実践型人材育成事業
 - ・ 長期インターンシップ・プログラム (30プログラム)
 - ・ サービス・イノベーション人材育成 (13プログラム)
- 先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム (8プログラム)
- 科学技術振興調整費「イノベーション創出若手研究人材養成」 (23課題)
- 科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」 (42課題)
- 産学人材育成パートナーシップの実施

<検証結果>

物質・材料科学系、機械工学系をはじめ産業界との結びつきが強い分野を中心に、企業等との連携による教育プログラムやインターンシップが進展している。

博士課程では、大学と産業界等との間において、大学院が養成する人材像と産業界等の評価や期待に関する認識の共有が十分でなく、修了者が産業界等の様々な社会で活躍する多様なキャリアパスが十分に開かれているとは言えない。

○ 博士課程におけるインターンシップの実施状況 (平成20年度)

平成20年度	実施大学数	実施研究科数	派遣人数(人)	うち3ヶ月以上の長期研修(人)	主な研修先
人文	3	4	18	2	政府系公的機関など
社会	18	20	154	8	民間企業、国家公務員など
教育	1	1	11	0	民間企業、NPO法人など
理学	11	13	32	3	民間企業、政府系研究機関など
工学	39	45	575	91	民間企業、大学など
農学	9	9	22	2	政府系研究機関、大学など
保健	7	7	20	2	民間企業、政府系研究機関など
全体	65	102	963	114	

※ 平成19年度は52大学75研究科で実施 (13大学増、27研究科増)

※ 博士課程を設置する研究科数は1,141研究科

(平成20年度大学院活動状況調査)

(2) グローバルに活躍する博士の養成

① 学位プログラムとして一貫した博士課程教育の確立

課程を通じ一貫した学位プログラムを構築し、産学官の中核的人材としてグローバルに活躍する高度な人材を養成する質の保証された博士課程教育を確立する。

<上記提言に係る「17年大学院答申」の提言>

第1章 第2節

2 博士，修士，専門職学位課程の目的・役割の焦点化

<博士課程>

博士課程は，研究者として自立して研究活動を行うに足る，又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う課程である。具体的には，創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち，産業界や行政など多様な研究・教育機関の中核を担う研究者や，確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成を行う課程として明確な役割を担うことが求められる。

また，今後の知識基盤社会にあっては，このような高度な研究能力と豊かな学識に十分裏打ちされた新たな知見や価値を創出できる博士課程修了者が，研究・教育機関に限らず社会の多様な場で中核的人材として活躍することが求められている。このため，博士課程修了者の進路として，研究・教育機関に加えて，例えば，企業経営，ジャーナリズム，行政機関，国際機関といった社会の多様な場を想定して教育内容・方法を工夫していくことが求められる。

さらに区分制博士課程にあっては，博士課程（前期）が制度的に修士課程として取り扱うものとされており，博士課程（前期）を終えた段階で就職する学生が相当数いる現状を踏まえた上で，後期も含めた博士課程全体の教育課程や人材養成の目標等を踏まえ，博士課程（前期）としての役割・目的等を明確化することが必要である。

3 各大学院の人材養成目的の明確化と教育体制の整備

<博士課程，修士課程における研究指導教員の取扱いの明確化>

現在，各大学院においては，博士課程を前期と後期に分ける積み上げ方式，修士課程と博士課程（一貫制，区分制）を別々に設置する並列方式などの課程の設置方式を採ることが可能となっている。

各大学院が並列方式を採用しやすくなるよう，大学院を担当する教員を修士課程と博士課程の専攻それぞれ一つまでは，研究指導教員として取り扱うことができるように平成12年に取扱いを変更したが，大学設置の準則主義の観点から大学院設置基準においてこのことを明確に示すことが適当である。

第2章 1. (1)

① コースワークの充実・強化

博士課程においては，5年間を通じた体系的な教育課程を編成し，コースワーク，論文作成指導，学位論文審査等の各段階が有機的なつながりを持って博士の学位授与へと導いていくといった教育のプロセス管理が重要である。その際，将来の研究リーダーや国際社会など多様な場で活躍できる研究者の育成の観点からは，コースワークを通じて，例えば，研究企画書の作成等を含めた研究プロジェクトの企画・マネジメント能力や英語のプレゼンテーション能力の涵養などに努めていくことが重要である。

コースワークを充実するためには，大学院教育の特質に応じた単位制度の見直しや，

博士課程について5年間を通した体系的な教育課程という観点からの修士論文の在り方、豊かな学識を養うための履修上の工夫などについて検討する必要がある。

【具体的取組】

- ・ 修士課程及び博士課程（前期）の修了要件の見直し（大学院設置基準の改正）
- ・ 豊かな学識を養うための複合的な履修取組（主専攻・副専攻制，ジョイントディグリー）の導入
- ・ 博士課程の短期在学コースの創設の検討

② 円滑な博士の学位授与の促進

課程制大学院制度の趣旨の徹底を図るとともに、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進する。

【具体的取組】

- ・ 各大学院における円滑な学位授与を促進するための改善策等の実施（学位授与に関する教員の意識改革の促進，学生を学位授与へと導く教育のプロセスを明確化する仕組みの整備とそれを踏まえた適切な教育・研究指導の実践等）
- ・ 各大学院における学位の水準の確保等に関する取組の実施（学位論文等の積極的な公表，論文審査方法の改善等）
- ・ 国による各大学院の学位授与に関する取組の把握・公表の実施

なお、現行のいわゆる「論文博士」については、企業、公的研究機関の研究所等での研究成果を基に博士の学位を取得したいと希望する者もいまだ多いことなども踏まえつつ、学位に関する国際的な考え方や課程制大学院制度の趣旨などを念頭にその在り方を検討し、それら学位の取得を希望する者が大学院における研究指導の機会を得られやすくなるような仕組みを検討していくことが適当である。

第2章 1. (3)

① 学生に対する修学上の支援及び流動性の拡大のための方策

さらに、社会人の大学院教育に対する期待にこたえるため、そのニーズを的確に受容し、大学院教育へのアクセスの拡大を図っていくことが重要である。

【具体的取組】

- ・ 企業等におけるキャリアパス形成に応じた各大学院におけるリカレント教育の実施
- ・ 社会人の大学院への進学・再入学についての産業界等による支援

<これまでに取り組んだ主な施策>

- 大学院設置基準の改正（平成18年3月31日公布，平成19年4月1日施行）
 - ・ 博士課程と修士課程の研究指導教員を兼ねうる場合の明確化
 - ・ 各課程の目的に応じて、特定課題の研究の成果の審査に合格することをもって修士課程及び博士課程（前期）の修了要件とすることの明確化
- 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ（60大学143プログラム）
組織的な大学院教育改革推進プログラム（91大学221プログラム）

- グローバルCOEプログラム（41大学140拠点）
- 大学院活動状況調査の実施及び調査結果の公表

<検証結果>

GCOEや大学院GP等の支援を受けている研究科・専攻では、博士課程（後期）を含めて、体系的な大学院教育への改善が確実に実施され、特に、リサーチ・アシスタント（RA）等の経済的支援や国際経験を積む機会の充実、産業界等と連携した研究など、有意義な改革が進んでいる。

一方、支援を受けていない専攻や大学院に、こうした成果が十分に波及・浸透せず、また、プログラム支援の拠点数が絞り込まれた中、プログラム資金の有無により、専攻間・大学院間で教育環境の格差が広がっているという指摘がある。

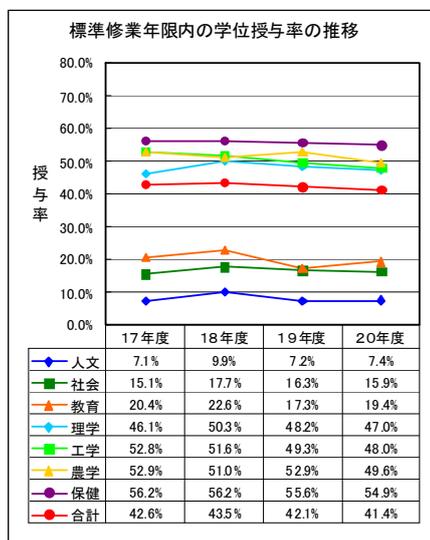
博士課程では、①学生に特筆すべき顕著な研究業績を求める大学院もあるなど、博士の学位が如何なる能力を保証するものであるかについての共通認識が確立されていないこと、②博士課程（後期）の教育が、個々の担当教員がそれぞれの研究室等で行う研究活動を通じたものにとどまり、学位プログラムの整備という観点から不十分であること、③大学と産業界等との間において、大学院が養成する人材像と産業界等の評価や期待に関する認識の共有が十分でなく、修了者が産業界等の様々な社会で活躍するような多様なキャリアパスが十分に開かれているとは言えないこと、といった問題点が見られる。

また、博士課程修了後にポストドクターとして研究活動を行う者が安定的なポストを得るまでの期間が長くなる場合があることや、博士という学位に応じた企業等の処遇の違いが必ずしも明確ではないこともあり、学生が博士号取得までのプロセスや経済的な負担、修了後のキャリアパスに関する十分な見通しを描くことができないことが大きな課題である。

円滑な博士の学位授与については、多くの大学院で研究の進捗状況に関する中間発表を行うなど、学位の質を確保しつつ円滑な学位授与を促す取組が行われ、学位授与率は上昇傾向にある。しかし、標準修業年限内での博士号の学位授与率は、「17年大学院答申」以降も大きくは向上していない。

大学院教育への社会人のアクセスの拡大については、経営学等の社会科学系や、医療系の大学院では、社会人学生の割合が高く、多くの大学院が、長期履修制度や夜間・土日開講制など、履修機会の確保に取り組んでいる。

○ 標準修業年限内の学位授与率（分野別）



○ 学位授与者（課程博士）のうち標準修業年限からの超過年別割合（20年度）

20年度	修業年限以内	1年超過	2年超過	3年超過	4年以上超過	その他（早期等）
人文	15.1%	13.0%	14.0%	14.6%	36.5%	6.8%
社会	31.2%	20.3%	14.7%	11.6%	15.9%	6.4%
教育	40.3%	24.2%	8.1%	10.2%	12.9%	4.3%
理学	58.8%	22.3%	7.5%	4.5%	1.7%	5.2%
工学	50.1%	24.8%	6.9%	3.5%	2.3%	12.4%
農学	61.8%	21.7%	6.3%	2.6%	2.3%	5.3%
保健	64.0%	16.2%	8.7%	4.3%	3.4%	3.4%
合計	53.3%	20.3%	8.5%	5.2%	5.8%	7.0%

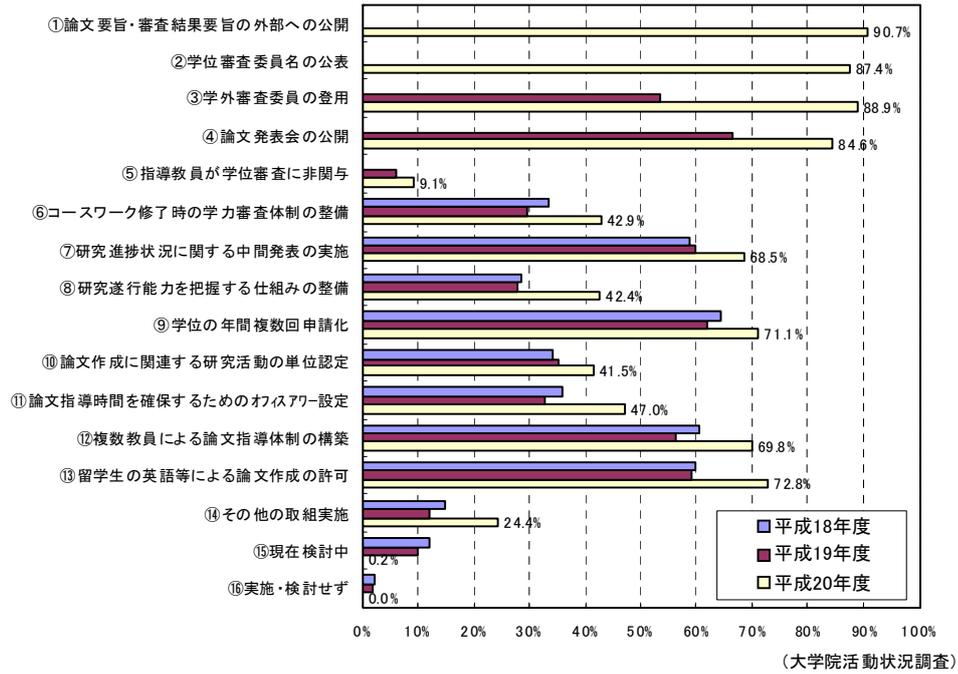
(平成20年度大学院活動状況調査)

○ 学位授与率（※）の推移

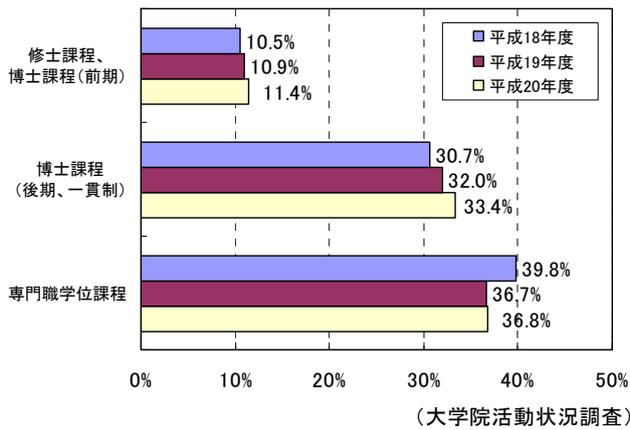
授与率	3年度	14年度	18年度	19年度	20年度
人文	4.7%	27.0%	38.8%	39.9%	42.4%
社会	11.0%	33.2%	44.4%	46.2%	46.4%
教育	16.3%	34.6%	40.4%	43.1%	44.5%
理学	63.1%	80.2%	77.5%	74.6%	75.7%
工学	78.1%	87.7%	79.9%	78.4%	78.5%
農学	76.7%	75.5%	78.8%	74.9%	73.8%
保健	86.1%	79.7%	76.0%	82.5%	81.2%
合計	64.5%	67.3%	68.6%	70.1%	69.8%

※当該年度の課程博士授与数/当該年度から標準修業年限前の博士課程入学者数（入学者のうち最終的に課程博士を授与される割合の推計値）
(大学院活動状況調査)

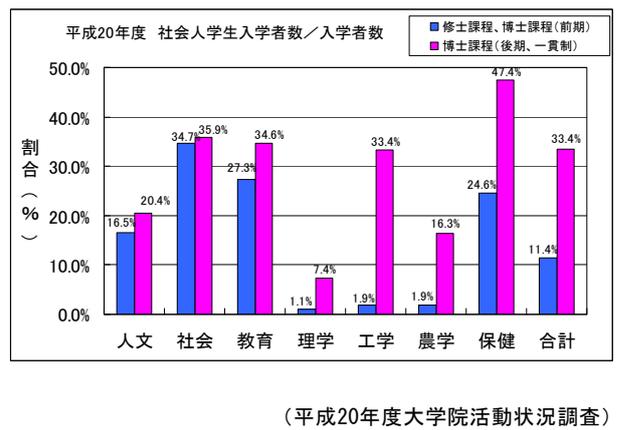
○ 学位授与の円滑化に関する取組の実施率（研究科）



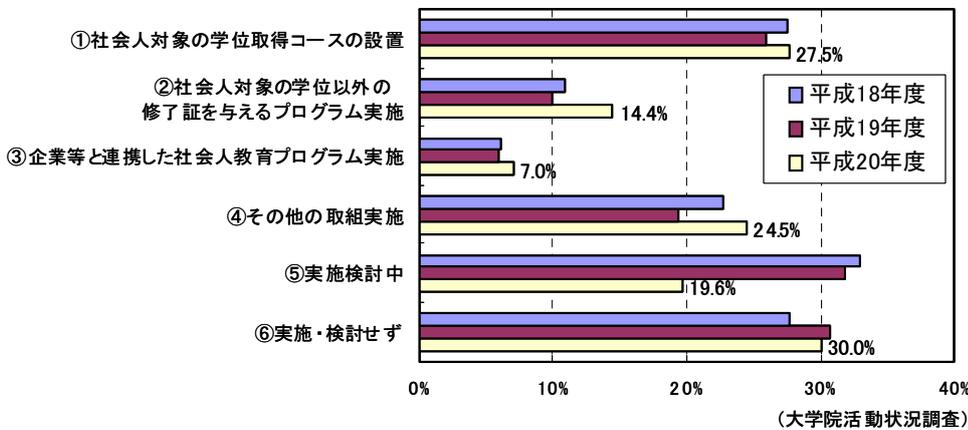
○ 社会人入学者の割合の推移



○ 分野別の社会人入学者の割合

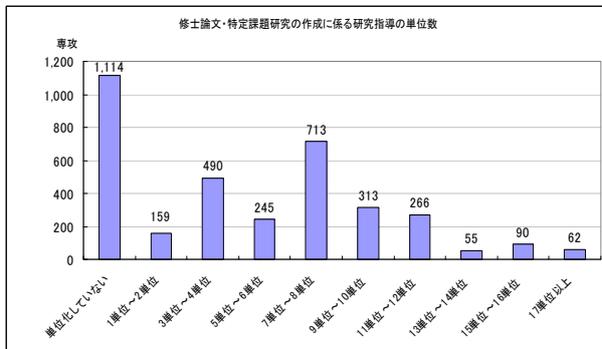
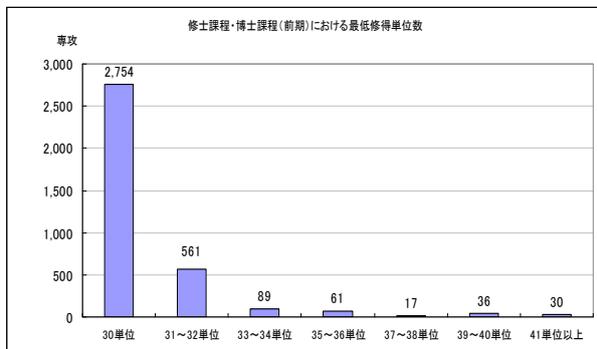


○ リカレント教育に関する取組の実施割合

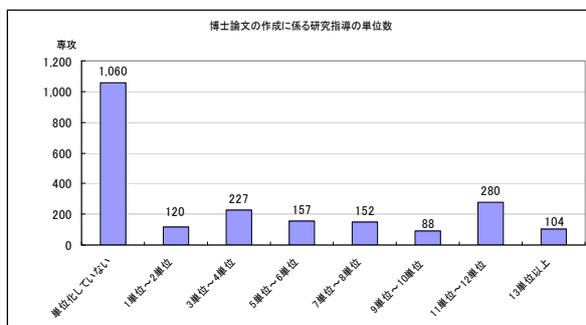
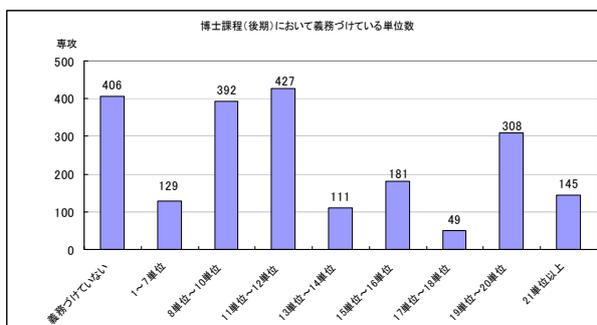


○ 大学院の修得単位及び修了要件について（平成22年度文部科学省調べ（専攻単位））

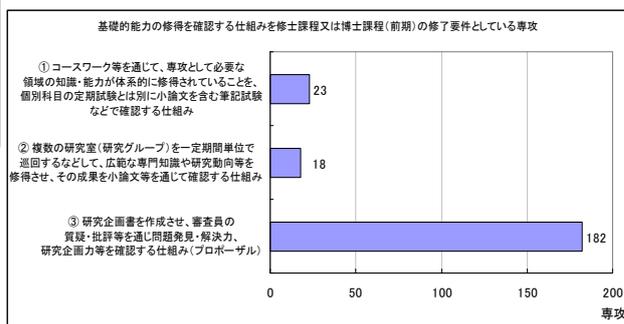
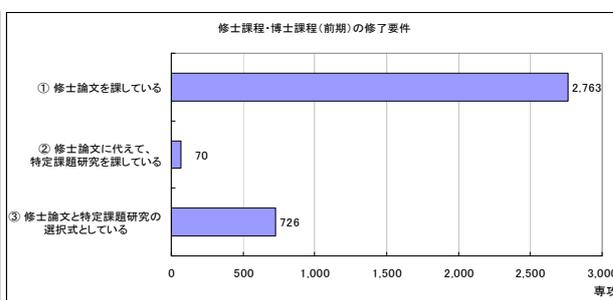
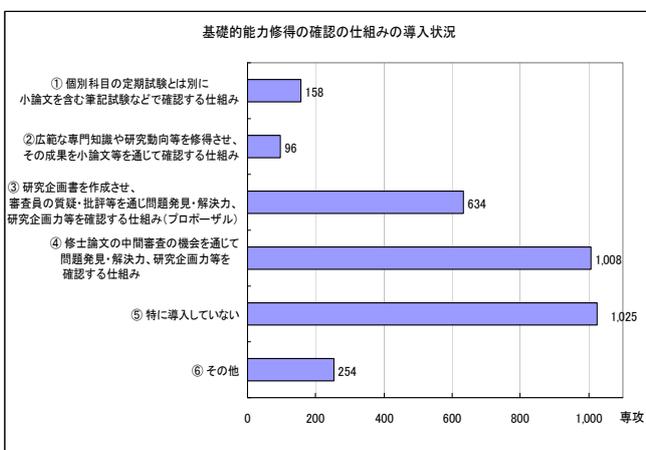
修士課程・博士課程（前期）における修得単位について、約8割の専攻が、修士課程・博士課程（前期）の最低修得単位数を30単位と設定。また、約7割の専攻が、修士論文や特定課題研究の作成に係る研究指導を単位化。



区分制博士課程の専攻における修得単位について、約8割の専攻が、博士課程（後期）での単位修得を義務付けている。また、約5割の専攻が、博士論文の作成に係る研究指導を単位化。

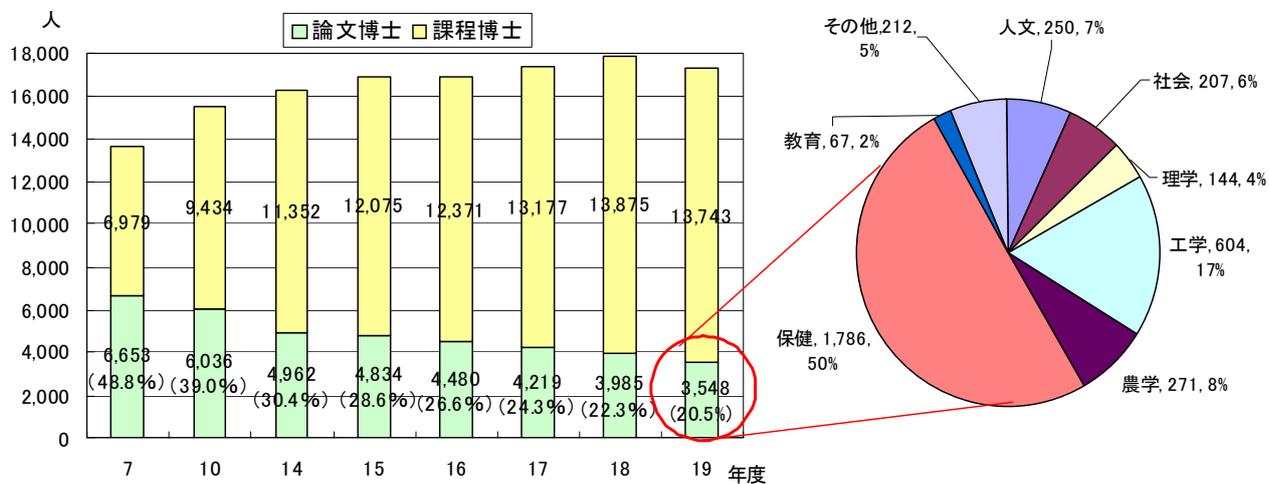


修士課程・博士課程（前期）の修了要件について、約6割の専攻が、何らかの博士論文の研究に着手するために必要な基礎的能力が修得されていることを確認する仕組みを導入。他方、約8割の専攻が、修士課程・博士課程（前期）の修了要件として、修士論文のみを指定。一部の専攻では、博士論文の研究に着手するために必要な基礎的能力が修得されていることを確認する仕組みを、修士論文等とみなし修士課程・博士課程（前期）の修了要件として認定。



○ 論文博士授与数の推移

論文博士は、授与数・割合ともに減少傾向。分野別で見ると、保健が約5割、ついで工学、農学が多い。（保健、工学、農学分野で全体の約8割）



(平成21年度学位授与状況等調査)

② 成長を牽引する世界的な大学院教育拠点の形成

21世紀COEプログラムやグローバルCOEプログラムなどによる国際的に卓越した教育研究資源を土台としつつ、産業界等との連携を強化し、学位プログラムとして一貫した世界に通用する博士課程教育を行い、広く産学官にわたって国際社会で活躍し世界を牽引するリーダーを養成する世界的な大学院教育拠点の形成を推進する。

<上記提言に係る「17年大学院答申」の提言>

第2章 2. (2)

② 国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成支援

今後更に国際競争力のある大学づくりを推進するため、創造性・柔軟性豊かな質の高い研究者の養成が期待される卓越した教育研究拠点に対する重点的支援を一層強力に展開することが重要である。

このため、「21世紀COEプログラム」の実績を踏まえ、より充実・発展した形で拠点形成が推進するよう、今後の在り方を検討し、具体化していく必要がある。

<これまでに取り組んだ施策>

- グローバルCOEプログラム (41大学140拠点)

<検証結果>

GCOEに採択されたほとんどの大学院において、海外の大学等との共同の交流・交換プログラムが設けられ、国際的なネットワークの下で、教育カリキュラム改革や、複数教員による論文指導等が実施されている。

経済的支援の充実、国内外の研究プロジェクトへの参加等の改革も進展し、博士課程(後期)学生の海外学会発表や査読付論文発表数の増加など研究能力の向上等が見られる。また、支援期間が終了した21世紀COEの拠点についても、半数以上が充実発展させるなどほとんどの拠点が取組を継続している。

平成19、20年度採択131拠点における採択前と採択2年後(中間評価時点)の2カ年の指標の推移
(平成19年度採択63拠点は18→20年度、平成20年度採択68拠点は19→21年度のデータ)

○ 拠点の研究力に関する指標

- ・ 拠点が実施する共同研究数
16,266件 → 20,676件 (4,410件増、**27.1%増**)
うち、海外との共同研究数
3,221件 → 4,241件 (1,020件増、**31.7%増**)
- ・ 事業推進担当者の国際学会での基調・招待講演回数
4,073回 → 4,846回 (773回増、**19.0%増**)
- ・ 事業推進担当者のレジャー付論文発表数
15,837本 → 16,380本 (543本増、**3.4%増**)
うち、Web of Science収録が判明している論文数
11,033本 → 11,399本 (366本増、**3.3%増**)

○ 拠点の教育力に関する指標

- ・ 拠点に所属する博士(後期)学生の就職率
81.6% → 84.9% (**3.3%増**)
- ・ 拠点に所属する博士(後期)学生のうち、RA受給者数
2,135人 → 3,309人 (1,174人増、**55.0%増**)
- ・ 拠点に所属する博士(後期)学生の海外での学会発表数
3,809回 → 5,073回 (1,264回増、**33.2%増**)
- ・ 拠点に所属する博士(後期)学生のレジャー付論文発表数
4,961本 → 5,903本 (942本増、**19.0%増**)
うち、Web of Science収録が判明している論文数
3,222本 → 3,964本 (742本増、**23.0%増**)

③ 外国人学生・日本人学生の垣根を越えた協働教育の推進

欧米のみならずアジアを含む諸外国の大学と連携し、日本人・外国人学生の垣根を越えた交流を通じた協働教育により、語学力を含むコミュニケーション能力や、異文化を理解し多文化環境下で新しい価値を生み出す能力を備えたグローバル人材を養成する。

<上記提言に係る「17年大学院答申」の提言>

第2章 2. (2)

① 大学院の教育研究を通じた国際貢献・協調

我が国の大学院が教育研究を通じた国際貢献・交流を推進することは、教育研究水準の向上等を通じて、大学院の国際的な通用性、信頼性を確保し、世界規模での競争力の強化を促進する上で大きな意義があるものである。

また、国境を越えて展開される教育の提供によるアクセスの拡大を推進するに当たっては、我が国の学位の国際的な通用性の確保に十分留意することが必要であるとともに、国際的な大学の質保証システムの構築が必要であり、それに向け、我が国は積極的に貢献すべきである。

【具体的取組】

- ・ 各大学院における国際化戦略支援
- ・ 国際的な大学の質保証に関する協議への参加・貢献

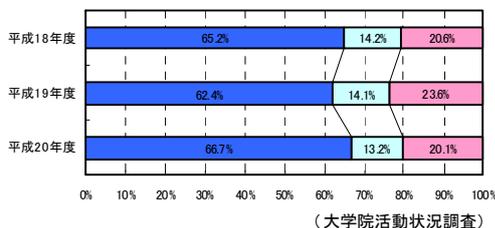
<これまでに取り組んだ施策>

- 大学教育の国際化加速プログラム (1,276プログラム)
- グローバル30 (13大学)
- ユネスコにおける「高等教育機関に関する情報ポータル」構築への参加

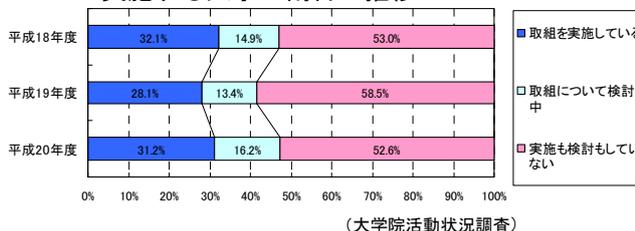
<検証結果>

外国人学生は増加傾向にあり、多くの大学院で、セメスター制や秋季入学制などの取組が実施されている。

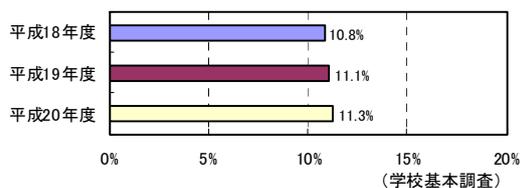
○ 外国人学生の受入れに関する取組を実施する大学の割合の推移



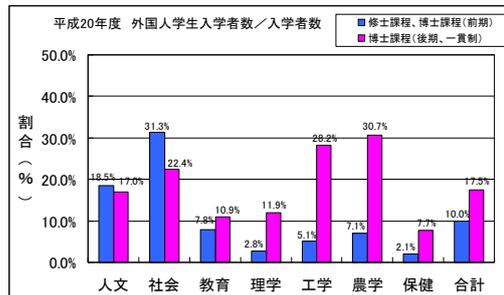
○ 外国人教員の受入れに関する取組を実施する大学の割合の推移



○ 外国人学生の割合の推移



○ 分野別の外国人学生入学者数の割合



(補論3) 「リーディング大学院」のコンセプト

「リーディング大学院」考え方

広く産学官にわたって成長分野等で世界を牽引するリーダーとなる
 専門性、俯瞰力、国際性、創造力、構想力、行動力等を備えた博士を養成する
 世界に通用する博士課程前期・後期を一貫した学位課程を構築する

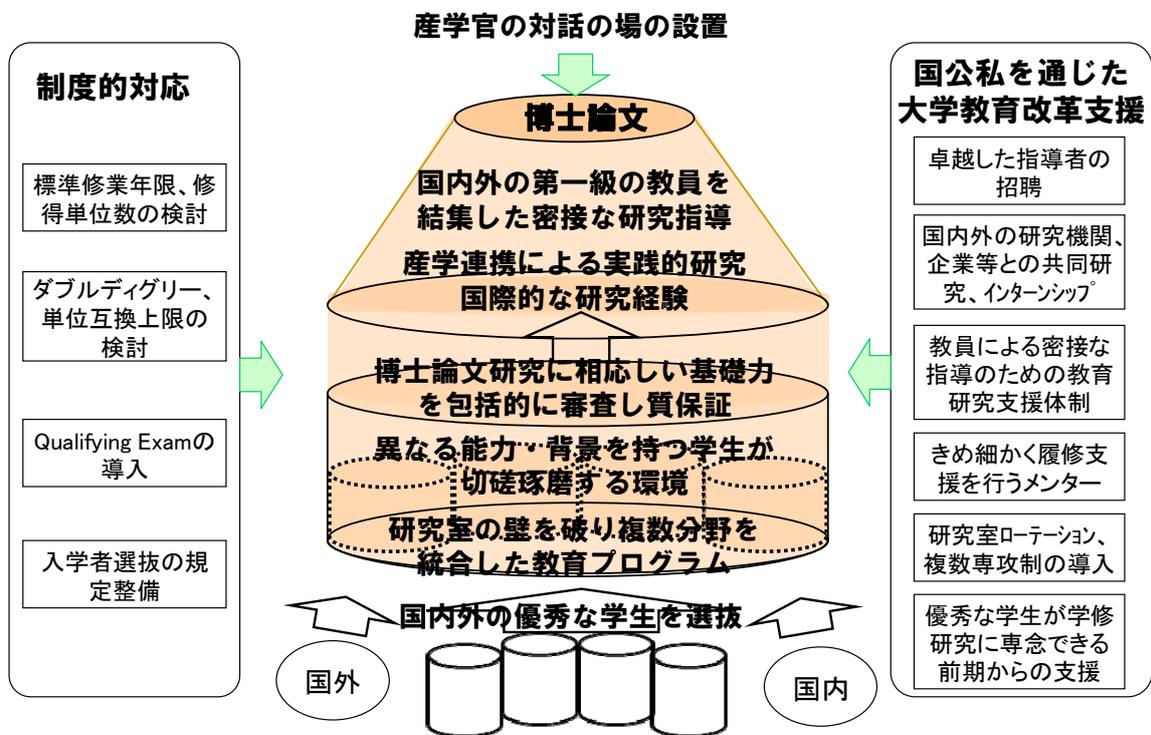
大学院教育の イノベーション

- 国際的に卓越した教育研究資源を土台に、大学の叡知を結集して、一貫した学位プログラムにより世界に通用する質の保証された博士課程教育を構築
- イノベーションにより新たな価値を創造し、人類社会が直面する課題の解決に導くリーダーを養成する専攻の枠を越えた課題設定型プログラム
- カリキュラムの企画段階からキャリアパスの確立まで産業界等が参画した人材養成

グリーン、ライフ、アジア経済、ICT等の分野でイノベーションを牽引するリーダー

国内外の政財官学界で活躍しグローバル社会を牽引するトップリーダー

世界的に独自の優れた資源を生かし、新たな分野を拓くリーダー



基盤的経費による教育研究組織や施設設備の整備など関連施策を併せて充実

用語に関する参考資料

(1) 大学院教育関係

【イノベーション】

技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことである。

【インターンシップ】

学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来希望する職業に関連した就業体験を行うこと。

【課程制大学院制度】

現行の大学院は、一定の教育目標、修業年限及び教育課程を有し、学生に対する体系的な教育を提供する場として位置付けられており、そのような教育目標、修業年限及び課程を有し、当該課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする大学院制度を課程制大学院制度という。

【キャリアパス】

キャリアは「仕事」、パスは「進路」の意。一般に、ある人がその仕事において、どのような学修歴・職歴や職種・地位を経て昇進していくのか経路を示したもの。

【Qualifying Examination (クオリファイング エグザミネーション)】

学生が本格的に博士論文作成に着手するまでに、博士論文作成に必要な基礎知識、研究計画能力、倫理観、語学力を含むコミュニケーション能力などを体系的なコースワーク等を通じて修得しているか否かについて包括的に審査を行う仕組みのこと。アメリカの博士課程教育において広く行われている。

【GP (Good Practice : グッド プラクティス)】

大学教育改革の「優れた取組」という意味で広く使われている「Good Practice」の略称。GP事業とは、各大学が自らの大学教育に工夫を凝らした優れた取組で他の大学でも参考となるようなものを公募により選定する文部科学省の事業の通称。①国公立を通じた競争的環境の下で、②第三者による公正な審査により選定し、③取組の内容を社会に広く情報提供するという3つの特徴がある。大学院教育に特化したものとして、「組織的な大学院教育改革推進プログラム」(大学院GP)等がある。

【グローバルCOEプログラム】

第三者評価による競争原理の導入により、国公立大学を通じて世界的な教育研究拠点の形成を重点的に支援し、もって国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進する文部科学省の事業。「大学院教育振興施策要綱」(平成18(2006)年3月)に基づき、平成19(2007)年度から実施。

【高度専門職業人】

「理論と実務の架橋」を重視し、深い知的学識に裏打ちされた国際的に通用する高度な専門的知識・能力が必要と社会的に認知され、例えば、職能団体や資格をはじめとする一定の職業

的専門領域の基礎が確立している職業に就く者が考えられる。

〔参考〕「大学院における高度専門職業人養成について（答申）」（平成 14 年中央教育審議会）

専門職大学院は、社会の各分野において国際的に通用する高度で専門的な職業能力を有する人材の養成が求められる各般の専攻分野で設置が期待される。国家資格等の職業資格と関連した専攻分野だけでなく、社会的に特定の高度な職業能力を有する人材の養成が必要とされている専攻分野、国際的に共通の水準の人材養成が必要とされるような分野等における設置が考えられる。現時点で、既に専門職大学院として設置されている経営管理、公衆衛生・医療経営などのほか、法務、知的財産、公共政策（行政）、技術経営などの分野で高度専門職業人養成に特化した大学院が構想されている。更に、将来的にはより広い分野で多様なニーズが増大していくことも想定されることから、専門職大学院の設置の対象は特定の専攻分野のみに限定しないこととする。

【コースワーク】

学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修すること。

【実務家教員】

専任教員のうち、専攻分野における実務の経験及び高度の実務を有する教員。専門職大学院については、その特性から「専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年 3 月 31 日文科省告示第 53 号）」において、必置とされる専任教員には「専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」を一定割合以上含めることが義務付けられている。主な例として、法科大学院においては法曹としての実務の経験を有する者、教職大学院においては小学校等の教員としての実務の経験を有する者が挙げられる。

【主専攻・副専攻制】

主専攻分野以外の分野の授業科目を体系的に履修させる取組であって、学内で規程が整備されている等、組織的に行われているものをいう。

【知識基盤社会】

英語の knowledge-based society に相当する語。論者によって定義付けは異なるが、一般的に、知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会を指す。類義語として、知識社会、知識重視社会、知識主導型社会等がある。

【T A（Teaching Assistant：ティーチング・アシスタント）】

優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対するチュータリング（助言）や実験・実習・演習等の教育補助業務を行わせ、大学院学生への教育訓練の機会を提供するとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの。

【テニュアトラック制】

公正で透明性の高い選抜により採用された若手研究者が、審査を経てより安定的な職を得る前に任期付きの雇用形態で自立した研究者として経験を積むことができる仕組み。

【特別研究員事業】

将来の学術研究を担う若手研究者を養成・確保するため、博士課程（後期）在学者及び博士課程修了者等で、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で主体的に研究課題を選びながら研究に専念することを希望する者を「特別研究員」として採用し、研究奨励金を支給する独立行政法人日本学術振興会の事業。昭和 60（1985）年度から実施。

【入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）】

各大学・学部等が、その教育理念や特色等を踏まえ、どのような教育活動を行い、また、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのかなどの考え方をまとめた方針であり、入学者の選抜方法や入試問題の出題内容等にはこの方針が反映されている。また、この方針は受験者が自らにふさわしい大学を主体的に選択する際の参考ともなる。

【FD（Faculty Development：ファカルティ・ディベロップメント）】

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

【PBL（Project-Based Learning：プロジェクト ベースト ラーニング） （Problem-Based Learning：プロブレム ベースト ラーニング）】

課題解決型授業のこと。

【メンター】

良き助言者、指導者という意味。後輩の学生の履修管理や教育研究活動の支援、精神的・人間的な成長の支援を行い、多方面にわたるサポートを展開する人。

【リカレント教育】

職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の修了後、いったん社会に出てから行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

【RA（Research Assistant：リサーチ・アシスタント）】

大学等が行う研究プロジェクト等に、教育的配慮の下に、大学院学生等を研究補助者として参画させ、研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの。

（2）学位関係

【学位】

「学位は、大学の学部又は大学院教育修了相当の知識・能力の証明として、大学又は大学に準じた性格の機関（我が国の場合は、独立行政法人大学評価・学位授与機構）が授与するものである。もともと、中世ヨーロッパにおける大学制度の発足当時から、大学がその教育の修了者に対し授与する大学の教授資格として発足し、国際的通用性のある大学教育修了者相当の能力証明として発展してきた。この歴史的経緯の中で、学位は学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が授与するという原則が国際的にも定着しており、逆に学位授与権は大学の本質的な機能と考えられてきたのである。学位の種類についても、修士のような中間段階の学位については国により多少差異があるものの、学部教育の修了者に対し与えられる学士を第

一学位，大学院博士課程修了者に与えられる博士を最高学位とするのが通例となっている。」
〔逐条学校教育法第7次改訂版 鈴木勲編著（平成21年11月） 学陽書房 901頁〕

「大学の卒業者又は大学院の課程（修士課程又は博士課程）の修了者，あるいはこれらに準ずる者に対し，大学又は大学院教育修了相当の一定水準の知識・能力の証明として授与されるものである。沿革的には，中世ヨーロッパにおける大学発足以来，大学の教授等の専門職業資格的なものとして発生したが，今日では，高等教育修了相当の一定の能力の修得を社会的に証明するものとなっている。」

〔教育法令辞典 錢谷眞美編集代表（平成9年6月） ぎょうせい 39頁〕

【課程博士】

学位規則（昭和28年文部省令第9号）第4条第1項に規定する者，すなわち，博士課程の修了の要件は，大学院に5年以上在学し，30単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとされており，この課程を修了した者に対し授与する学位のことをいわゆる「課程博士」と呼んでいる。

【論文博士】

学位規則第4条第2項に規定する者，すなわち，大学が，当該大学の定めるところにより，大学院の行う博士論文の審査に合格し，かつ，大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し授与する学位のことをいわゆる「論文博士」と呼んでいる。

【修了】

「学校その他の教育機関において，所定の学科を修め終えることをいう。修業を完了したことの義である。（中略）通常，「卒業」というのと同意義であるが，場合によっては，「修了」の用語は，ある課程の一部についても，使われることがある。」

〔法令用語辞典第8次改訂版 吉国一郎ほか共編（平成13年7月） 学陽書房 373頁〕

【標準修業年限】

修業年限を標準的なものとして定めるものであり，教育を行う側においては，教育課程そのものを当該年限の在学期間による修了を標準として編成するが，各学生の具体の修了要件に係る在学期間については，当該年限を標準としつつ，その能力に応じて弾力的に取り扱うことができるという考え方である。

（昭和49年 大学院設置基準の制定及び学位規則の一部を改正する省令の制定について（通達））

注）標準修業年限は，研究科又は専攻ごとに5年以外の年限を修業年限として定めることを認める趣旨ではない。

【ダブル・ディグリー】

国内大学と相手側大学のそれぞれで学位記を授与すること。

【ジョイント・ディグリー】

複数の大学が連名で一つの学位記を授与すること。

人文学系ワーキング・グループの検証結果について（概要）

【平成22年6月29日】

検討の経緯

- 専門職大学院を除く人文・社会科学系大学院について、人文学系、社会科学系等から抽出した128の専攻に対する書面調査を行い、さらに、ヒアリング調査による検証（4大学院）、及び訪問調査（23専攻）を実施。
- 大学院教育の実質化等の進捗状況や課題を検証し、今後の改善方策について検討

大学院教育の実質化に関する検証結果

人文学系大学院

現状

- 人文学系大学院は、修士号取得者全体の7%程度、博士号取得者全体の5%程度で、諸外国の博士課程との比較において修了者は少なく、また、専攻当たりの規模が比較的小さい
- 修士課程修了者の企業等への就職も増えているが、就職率は46%程度。主な進路は、出版、マスメディア等の企業、官公庁、博物館、国際機関等の技術者・研究者等の専門職とともに販売事務従事者で、次いで学校教員が多い
- 留学生をはじめとする学生の進路動向が十分把握されていないこともあり、博士課程修了者の就職率は3割程度と低く、大学教員となる者が多く、次いで学校教員
- 博士課程段階への進学率は約2割と理工農系等と比べ高いが減少傾向

成果

- 大学院答申や施策要綱に基づく平成18年の大学院設置基準の改正等を受けて、大半の大学院が学則等を改正し人材養成目的を明確化
- 半数以上の大学院において、専攻横断的な履修により幅広い視野を修得させる取組や複数の教員による論文指導体制等、体系的な教育課程の編成の取組を実施
- ほとんど全ての大学院において経済的支援の取組が実施され、その受給人数も全体的に増加傾向
- 大学院GP等が改革意欲を促し、採択大学院では、博士課程段階を含めた体系的な大学院教育を確実に実施。また、経済的支援の充実、国内外の研究プロジェクトへの参加等に意義ある改革が進展。他方、改革の取組の他大学院への波及という面では不十分

課題

- 人材養成目的や修得すべき知識・能力、入学者受入方針の記載が概念的・抽象的で整合的ではない大学院や、実際の教育や入学者選抜がこうした目的に沿って展開されているとはいえない大学院が多い
- 区分制博士課程において、人材養成目的が前期・後期いずれの課程を対象としているのか不明確なものも多く、また、博士課程段階の教育が担当教員による研究活動を通じて行われるものにとどまっているものも多い
- 博士の学位授与率は上昇しているが4割程度であり、標準修業年限内の学位授与率は約7%にとどまり、大学院答申以降も向上していない

社会科学系大学院

現状

- 専門職学位課程を除く社会科学系大学院は、修士号取得者全体の19%程度、博士号取得者全体の7%程度で、特に諸外国の博士課程と比べ修了者は少ない。法学、政治学、経済学、経営学、公共政策等では留学生、社会人の割合が高い
- 修士課程修了者の企業等への就職も増えているが、就職率は6割程度。教育系を除く、主な進路は、技術者・研究者等の専門職より販売・事務業務従事者が多い
- 留学生をはじめとする学生の進路動向が十分把握されていないこともあり、博士課程修了者の就職率は5割程度と低い。主な進路は、大学教員
- 修士課程段階から博士課程段階への進学率は近年減少傾向

成果

- 大学院答申や施策要綱に基づく平成18年の大学院設置基準の改正等を受けて、大半の大学院が学則等を改正し人材養成目的を明確にし、人材養成目的に沿って研究者養成と高度専門職業人養成でコースを併設する大学院もみられる
- 多くの大学院において、専攻横断的な履修により幅広い視野を修得させる取組や複数の教員による論文指導体制等、体系的な教育課程の編成の取組を実施
- フィールドワーク、実証研究として、産業界や地域社会との連携による講義、中長期のインターンシップや学外実習などの取組の実施もみられる
- 殆ど全ての大学院において経済的支援の取組が実施され、その受給人数も全体的に増加傾向
- 大学院GP等が改革意欲を促し、採択大学院では、博士課程段階を含めた体系的な大学院教育を確実に実施。また、経済的支援の充実、国内外の研究プロジェクトへの参加等に意義ある改革が進展。他方、改革の取組の他大学院への波及という面では不十分

課題

- 人材養成目的や修得すべき知識・能力、入学者受入方針の記載が概念的・抽象的で整合的ではない大学院や、実際の教育や入学者選抜がこうした目的に沿って展開されているとはいえない大学院が多い
- 区分制博士課程において、人材養成目的が前期・後期いずれの課程を対象としているのか不明確なものも多く、また、博士課程段階の教育が担当教員による研究活動を通じて行われるものにとどまっているものも多い
- 博士の学位授与率は上昇しているが5割弱程度であり、標準修業年限内の学位授与率は2割を下回り、大学院答申以降も向上していない

大学院教育の課題と改善の方向性

課題

- ① 博士の学位の考え方に大学院の間で相当な差異があり、博士の学位が如何なる能力を保証するものか等の共通認識が、各大学院においても社会全体においても十分に確立されておらず、修得目標等が明らかでない
 - ② 学位の質を確保しつつ、標準修業年限内に学位を授与しようとする意識が低い
 - ③ 小規模な専攻が多いこともあり、実際の教育が人材養成目的に沿って体系的・組織的に行われているとはいえない面がある
 - ④ 大学院修了者が産業界等の社会の様々な場で活躍する多様なキャリアパスが確立されず、かつ、将来のキャリアパスが学生に明らかにされていない
 - ⑤ キャリアパスが明らかではないことが優秀な学生の大学院への進学意欲を削ぐ結果となり、進学者が減少
- 産業界や地域社会と一層緊密に連携しながら、学生本位の立場に立った学位プログラムとして組織的な大学院教育を展開するとともに、学位の授与へ導くプロセスや将来のキャリアパスを明確化

今後の改善方策

人材養成の目的に沿った組織的な大学院教育

- 課程を通じた人材養成の目的、教育目標等を明確にし、課程を担当する教員の役割分担と連携を明確にし、複数教員による組織的な教育・研究指導体制を確保することが必要
- 他大学、研究機関、企業等との連携を強化し、様々な研究プロジェクトや学会への参加、インターンシップ、TA・RAなど多様な学修研究機会に豊富に接し研鑽を積む教育の充実が必要
- 小規模な専攻などにおいては、専攻横断的な教育や大学間の連携・協力などによって、組織的な教育を充実
- 国際的に活躍できる人材を養成するために、海外の大学等との国際的なネットワークを構築し、日本人学生の派遣の拡大、留学生の受け入れ体制等の充実が必要
- 大学院教育に携わる教員の教育・研究指導能力の向上のため、複数教員による指導体制や授業内容の公開等を通じたピアレビュー、教育業績や教育能力の評価の充実が必要
- 競争的経費による支援に関する成果と課題を踏まえ、改革の成果を定着させ、大学院全体に共有させていく支援の充実について検討

円滑な学位授与の促進

- 博士号取得者が国内外の多様な場で中核的人材として活躍していくため、各大学院や社会全体に、課程制大学院制度の趣旨に沿った博士の学位の考え方に関する共通認識の確立が必要
- 詳細な研究計画や研究進捗状況の中間発表等を通じて、学位の質を確保しつつ標準修業年限内に学位授与へ導くプロセスを学生・教員間で共有する取組が必要
- 修士論文の作成に係る問題点等を踏まえ、博士論文作成に着手するために必要な基礎的能力の審査を、修士論文の作成に代えて博士課程（前期）修了時に行う場合の制度的取扱いを明確にすることについて検討

多様なキャリアパスの確立

- 区分制博士課程では人材養成目的に応じてプログラムを併設するなど工夫
- 大学院が養成する人材象と産業界等の評価や期待を共有し、キャリアパスに関する認識を高めるため、各大学と関連する産業界等との協議の場が必要
- 人材養成目的、修得させるべき知識・能力の体系、アドミッション・ポリシーを整合的に規定するとともに、教育課程、成績評価、教育研究組織、学生支援等の情報を、学生や社会に広く公開することが必要
- 高度な知識、能力を修得する社会人のニーズに対応した魅力的な博士課程教育を構築するとともに、適切な処遇などの産業界の支援を期待
- 優秀な学生が経済的な不安を抱えることなく大学院に進学できるよう、給付型の経済的支援を拡充するとともに、学生に対する経済的支援等に関する見通し（ファイナンシャル・プラン）の提示が重要
- 学生の進路状況を適切に把握するとともに、一人ひとりの学生に対してきめ細やかな履修指導や就職支援を行うなど、キャリア支援のための取組を強化することが必要

理工農系ワーキング・グループの検証結果について(概要)

【平成22年6月29日】

検討の経緯

- 理工農系大学院について、数物科学系、物質・材料科学系、電子・情報科学系、機械工学系、建築・構造工学系、生命科学系（生物学及び農学）から抽出した144の専攻に対する書面調査を行い、さらに、ヒアリング調査による検証（3大学院）、及び訪問調査（22専攻）を実施。
- 大学院教育の実質化等の進捗状況や課題を検証し、今後の改善方策について検討

大学院教育の実質化に関する検証結果

現状

- 理工農系大学院は、修士号取得者全体の約6割、博士号取得者全体の約4割を占め、国立大学の割合が高い
- 我が国の技術者等の人材養成は既に修士課程段階に移行し、修士課程修了者の就職率が8割程度で近年上昇傾向。主な進路は技術者・研究者等の専門職、事務業務従事者。建築・構造工学、農学等では企業等とともに官公庁等の公的機関へ進む者も多い
- 博士課程修了者の就職率は6割以上で近年上昇傾向。主な進路は技術者・研究者等の専門職、次いで大学教員。数物科学、農学等ではポスドク等として大学や公的機関に進む者も多い
- 修士課程段階から博士課程段階への進学率は近年減少傾向

成果

- 大学院答申や施策要綱に基づく平成18年の大学院設置基準の改正等を受けて、多くの大学院が学則等を改正し人材養成目的を明確化
- ほとんど全ての大学院において、修士課程段階を中心に体系的な教育課程の編成の取組。具体的には、コースワーク等専攻横断的な教育、複数教員による論文指導等を実施
- 多くの大学院で、研究の進捗状況に関する中間発表の実施、学位審査申請時期の明確化、論文作成に関する研究活動の単位化等の取組を実施
- 数物科学等では長期に大規模研究施設等に滞在する実験研究等がみられ、物質・材料科学、機械工学など産業界との結びつきの強い分野を中心に企業等との連携による教育プログラムが実施され、長期のインターンシップの導入が進展
- 全ての大学院において経済的支援の取組を実施し、その受給人数も全体的には増加傾向。修士課程段階ではTA、博士課程段階ではRA受給の学生が漸増
- 大学院GP等が改革意欲を促し、採択大学院では、博士課程段階を含めた体系的な大学院教育を確実に実施。また、経済的支援の充実、国内外の研究プロジェクトへの参加等に意義ある改革が進展。他方、改革の取組の他大学院への波及という面では不十分

課題

- 人材養成目的や修得すべき知識・能力、入学者受入方針の記載が概念的・抽象的で整合的ではない大学院や、実際の教育や入学者選抜がこうした目的に沿って展開されているとはいえないものもある
- 修士課程段階において、カリキュラムの充実化に伴う研究時間の不足や長期化する就職活動による教育活動への支障、修士論文審査の客観性の確保などの課題がある
- 区分制博士課程において、人材養成目的が前期・後期いずれの課程を対象としているのか不明確なものもあり、また、博士課程段階の教育が担当教員による実質的に研究活動を通じて行われるものにとどまっているものが多い

大学院教育の課題と改善の方向性

● 課題

- ① 博士の学位が如何なる能力を保証するものであるか等の共通認識が、各大学院においても社会全体においても十分には確立されておらず、5年間を貫く人材養成目的や修得目標が曖昧で、博士号取得に必要な能力を確認する仕組みが確立されていない面があり、入学者選抜も個別的である
- ② 特に、大学院教育の方向性と産業界等の期待とのミスマッチがあり、教育内容やキャリア支援体制が多様なキャリアパスに十分に対応できていない
- ③ 博士号取得を希望する優秀層が必ずしも修士課程段階から博士課程段階に進学できていない状況にあり、博士課程において優れた入学者の確保が難しくなっている

● 改善の方向性

- ① 国内外の様々な背景を持つ学生が互いに切磋琢磨する環境の下、組織的な指導体制と多様な学修研究機会により、課程を通じた体系的な大学院教育を実施し、幅広い教養と高い専門能力を磨いていけるようにする
- ② 産業界等の職業社会と一層緊密に連携し、これらの社会の要請に応え、さらに、社会人の学修需要の高まりに応える質の高い博士課程教育を提供
- ③ 高い倫理観を備え、国内外のあらゆる分野で活躍できるリーダーや、社会の多様な場で中核として活躍できる人材を養成する博士課程教育を、5年間の一貫した学位プログラムとして確立

今後の改善方策

課程を通じた組織的な大学院教育の確保

- 課程を担当する教員の役割分担と連携を明確にし、複数教員による組織的な教育・研究指導体制を確保することが必要
- 他大学、研究機関、企業等との連携を強化し、様々な研究プロジェクトや学会への参加、インターンシップ、TA・RAなど多様な学修研究機会に豊富に接し研鑽を積む教育の充実が必要
- 国際的に活躍できる人材を養成するために、海外の大学等との国際的なネットワークを構築し、日本人学生の派遣の拡大、日本人学生の派遣、留学生の受け入れ体制等の充実が必要
- 人材養成目的、修得させるべき知識・能力の体系、アドミッション・ポリシーを整合的に規定するとともに、教育課程、成績評価、教育研究組織、学生支援等の情報を、学生や社会に広く公開することが必要
- 大学院教育に携わる教員の教育・研究指導能力の向上のため、複数教員による指導体制や授業内容の公開等を通じたピアレビュー、教育業績や教育能力の評価の充実が必要
- 競争的経費による支援に関する成果と課題を踏まえ、改革の成果を定着させ、大学院全体に共有させていく支援の充実について検討

5年間を一貫して見通した博士課程教育

- 博士号取得者が国内外の多様な場で中核的人材として活躍していくため、各大学院や社会全体に、課程制大学院制度の趣旨に沿った博士の学位の考え方に関する共通認識の確立し、5年間を通じ一貫した学位プログラムとしての博士課程教育の確立が必要
- 修士課程修了者の多くが産業界等へ就職することから、区分制博士課程では人材養成目的に応じてプログラムを併設するなど工夫が必要
- 一貫制、区分制博士課程の趣旨がより明確になるよう標準修業年限や修得単位数のあり方について検討
- 修士論文の作成に係る問題点等を踏まえ、博士論文作成に着手するために必要な基礎的能力の審査を、修士論文の作成に代えて博士課程（前期）修了時に行う場合の制度的取扱いを明確にすることについて検討

優れた学生の進学促進

- 国内外から優れた学生を獲得するため、入学者受入方針を明示するとともに、多様な能力や意欲、将来性を見極める公正な入学者選抜が必要。大学院設置基準に規定を整備することを検討
- 優秀な学生が経済的な不安を抱えることなく大学院に進学できるよう、給付型の経済的支援を拡充するとともに、学生に対する経済的支援等に関する見通し（ファイナンシャル・プラン）の提示が重要

産学官の連携によるキャリアパスの確立

- 大学院が養成する人材象と産業界等の評価や期待を共有し、キャリアパスに関する認識を高めるため、各大学と関連する産業界等との協議の場が必要
- 学生の進路状況を適切に把握するとともに、一人ひとりの学生に対してきめ細やかな履修指導や就職支援を行うなど、キャリア支援のための取組を強化することが必要
- 高度な知識、能力を修得する博士課程教育に対する社会人の需要に応える魅力的な博士課程を構築するとともに、適切な処遇などの産業界の支援を期待

大学院部会医療系ワーキング・グループの検証結果について(概要)

【平成22年6月29日】

検討の経緯

- 医療系大学院について、医学系、歯学系、薬学系、看護学系の4分野から抽出した78の大学院に対して書面調査を行い、さらに、ヒアリング調査による検証(4大学院)及び訪問調査(8大学院)を実施するとともに、計3回のワーキング・グループを開催
- 平成17年の大学院答申に掲げた大学院教育の実質化等の進捗状況や新たな課題を検証し、今後の改善方針について検討

大学院教育の実質化等に関する検証結果

現状

- 医療系大学院は、医学・歯学の博士課程の入学者が人文・社会・理工農系を含めた博士課程全体の3割を占め、また、病院等に従事する社会人学生の割合が高く、職業人養成の性格が強い
- 薬学・看護学系の大学院は学部と比べて規模が小さいが、近年、看護学系大学院の規模が拡大

成果

- 人材養成目的の明確化に取り組むとともに、多くの大学院が細分化された専攻の大括り化やコース等の組織再編、大学院GP等の応募や実施が各大学院における自主的な取組を促進
- 医療系人材養成を目的に追加・重視した大学院が見られ、分野を問わず、ほぼ全ての大学院が研究者養成と医療系人材養成の2つの目的を設置
- 夜間開講や長期履修制度、資格取得と関連した教育等に取り組む、社会人学生が更に増加傾向
- 医学、薬学分野を中心に、創薬、治験、医療機器開発などの分野で産学共同研究が広く行われ、寄附講座や外部招へい講義等の形で産業界と連携した教育プログラムを実施

課題

- 学生の専門資格志向、医師・歯科医師臨床研修制度の導入、薬学部教育6年制の導入、看護系大学の増加などは、研究者を志す学生の減少など、各分野の大学院生のキャリア形成に大きな影響を与えると同時に、改革を進めようとする大学院に少なからぬ影響
- 各大学院は、医療系人材の養成機能を強化する傾向にあるが、具体的に修得させるべき臨床技能や研究能力に関する到達目標が不明確な場合も少なくなく、その内容は様々であり、大学院教育の質を確保する観点から、臨床研究等の位置づけに課題

大学院教育の改善の方向性

- 職業社会の要請等に的確に応え、学生本位の立場に立ち、学位の授与へと導くプロセス全体を貫いて、開かれた、魅力ある教育の展開がこれまで以上に求められる
- 教員の補充を含む基盤的経費を確実に措置するとともに、競争的資金の更なる充実が不可欠

人材養成目的に沿った入学から卒業まで一貫性のある大学院教育の確立

- ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを整合的に明確化し、大学院組織全体で共有、これらを一連のものとして学生・社会に公開し、開かれた大学院教育を推進することが必要
- 教育の実質化に向けた様々な取組の趣旨を教員全体に共有させるとともに、優れた教員を養成すべく、高度の専門性に加え、今後の医療を担う学生に必要な知識・技能の体系を教授できる力の強化が必要
- 学生に対して、課程を通じた体系的な教育プログラムを提供し、TA等を通じて、実際の教育に関わる機会を積極的に位置づけることが必要
- 臨床医等の医療系人材養成を主たる目的とする課程にあっては、具体的な臨床技能や研究能力に関する修得目標を明確化することが必要

産業界、地域社会等多様な社会部門と連携した人材養成機能の強化

- 従来の学問分野を超えて、高度化・多様化する医療の動向等を見据えた体系的かつ実践的な教育を展開するため、生命倫理や個人情報保護などの教育を基盤としつつ、他の医療機関や研究機関、学内外の他専攻等と有機的に連携し、面的に拡がりのある大学院教育を推進することが必要
- 臨床研究は、基礎・臨床を両輪とし、多様な専門家チームで行われるため、臨床疫学や生物統計学、倫理学、規制科学等を基礎として、他分野・他大学院との共同により、実際の臨床研究の場を利用した教育を推進することが必要

学修・研究環境の改善

- 研究者と臨床に従事する者との処遇面の格差が、研究者を志す者の大学院への進学、ひいては研究の発展に深刻な影響を与えることのないよう、大学院修了者のキャリアパスを明確にするとともに、我が国の医学・医療等を牽引する優れた医療系大学院生が安定して生活できる程度の経済的支援の充実が急務
- 学位の授与は、自立して研究を遂行しうる高度な研究能力を的確に審査して行うという観点に立ち、学位の質を保ちつつ、臨床研究を通して円滑に学位授与を行うプロセスについて、優れた事例などを国としても積極的に各大学院に明示することが必要

大学院評価による質の確保

- ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーそれぞれの内容や、これらに沿った人材養成、社会貢献に係る体系的かつ効率的な自己点検と外部評価を促進することが必要
- 医療系大学院は、保健医療分野における職業人養成の性格が強く、国際的に通用する医療系人材を養成するという観点から、標準的なレベルが確保されているかという視点も必要

大学院教育を通じた国際貢献・協調

- 学問に国境はなく、感染症対策をはじめ健康長寿という人類共通の課題解決に向けて、国際協調の視点に立ち、アジア等の機関との強固な連携・交流を基盤とする国際的な教育研究拠点の形成の推進が必要

専門職学位課程ワーキング・グループにおける審議について(概要)

【平成22年6月29日】

審議概要

- 専門職大学院（法科大学院，教職大学院を除く）における各種の現状把握を行い，課題を明らかにしたうえで，その在り方を検討
- 審議はH21.10～H22.3までの間に合計6回開催。さらに，この間には，専門職大学院の実態を把握するため，各大学に対して書面調査を行うとともに，ヒアリングを5校，実地調査を5校実施



平成17年の「新時代の大学院教育(答申)」では、「専門職大学院制度は発足からいまだ日も浅く，その在り方については，今後，検討すべき課題である。」とされたことに伴い，「大学院教育振興施策要綱」においては，専門職大学院について，具体的な方向性を示すには至らなかった。

審議結果（報告書概要）

＜以下の事項について検討が必要であることを指摘＞

- 専門職大学院制度は，日本社会をリードする知見と応用力を有する高度専門職業人材の養成を目的として創設されており，この理念に立ち返った規模や教育課程の在り方，他の学位課程や学校種との関係の整理等を検討
- 設置時における質の保証を図るには，運用面の改善・工夫だけでは限界があり，関係規定の整備を検討
- 大学院大学の制度創設時における設置要件の趣旨・目的にかんがみ，将来的には，専門職大学院における大学院大学の設置基準等の在り方の検討が必要であるが，当面は，世界に共通して認識される大学の本質等といったいわゆる「大学らしさ」を，これまで以上に設置審査等で担保
- 産業界や職能団体等との連携，組織的な教材開発や優れた教育拠点の形成などの高度専門人材養成のための取組や支援を一層推進し，教育内容の質の向上を図り，国際競争力を強化
- 実務家教員の定義・基準などが詳細に定められていないため，実務家教員の様々な配置状況等がみられることから，その定義等を検討
- 専門職大学院修了者の進路やキャリア向上のため，産業界との連携による教育内容等の充実を図るとともに，教育情報の公表を推進し，専門職大学院の社会的信頼と認知度の向上を図る
- 平成26年度以降も専門職大学院の教員が博士後期課程において研究指導を行える環境を維持
- 認証評価における特例措置（免除規定）は，専門職大学院の趣旨・目的等を踏まえると，適切な経過措置期間の在り方にも留意しつつ見直す
- 認証評価は，恒常的に大学の質を保証するためにも，評価基準や実施方法等を不断に改善

20文科高第427号

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

中長期的な大学教育の在り方について

平成20年9月11日

文部科学大臣 鈴木 恒夫

(理 由)

我が国を取り巻く国内外の状況が急速に変化し、社会構造全体が大きな変革期を迎えている中、豊かな教養と深い専門性を身につけた人材の育成と、様々な社会的課題の解決への貢献等、大学に対する期待と要請は極めて大きくかつ多様となっている。各大学では、それぞれの教育理念に基づいて、自らの個性・特色を明確化しつつ、教育活動の質の維持・向上に取り組んでいるものの、進学率の向上と学生のニーズの多様化、18歳人口の減少、国境を越えた大学の教育活動の進展といった状況に伴い、個々の大学による対応にとどまらず、大学教育全体の在り方について見直さなければならない状況にある。

去る7月1日に閣議決定された「教育振興基本計画」は、現下の教育をめぐる課題と社会の変化の動向を踏まえ、「教育立国」の実現に向け、総合的かつ計画的に取り組むべき施策が示されている。その中では、計画期間中である平成20年度から24年度までの「5年間を高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な高等教育の在り方について検討し、結論を得ることが求められる」とされている。

以上のことから、我が国の大学教育の質を保証し、社会からの信頼の向上を図るため、大学教育の将来を見据えた中長期的な在り方について、国際的・歴史的に確立されてきた大学制度の本質を踏まえつつ、特に、次のような事項を中心に逐次検討していく必要がある。

- (1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について
- (2) グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について
- (3) 人口減少期における我が国の大学の全体像について

文部科学大臣諮問理由説明

平成20年9月11日

本格的な知識基盤社会に向かい、国際的な競争が一層激しくなる現在、大学に対する社会からの期待は極めて大きく、社会の様々な分野において活躍できる優秀な人材の育成とともに、大学教育の質の確保と保証が不可欠となっています。

平成18年に改正された教育基本法において、大学は「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培う」とされたことにかんがみ、各大学においては教育機関としての役割を十分に認識し、学生の視点に立った教育を行うことが求められます。

去る7月1日に閣議決定された「教育振興基本計画」は、教育基本法の理念を実現し、教育再生に道筋をつけるために極めて重要なものです。この計画においては、平成20年度から24年度までの「5年間を高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な高等教育の在り方について検討し、結論を得ることが求められる」とされており。

中央教育審議会では、平成13年の「今後の高等教育改革の推進方策について」の諮問に基づき、総会、大学分科会等において、多岐の論点を精力的に御審議いただきてまいりましたが、大学教育をめぐっては、その質の保証と社会からの信頼をより一層高めるため、転換と革新のための議論が必要になっていると考えております。

そこで、先行する議論との関連性を念頭に置きつつ、中長期的な大学教育の在り方について、御検討いただきたく、以下、御審議をお願いしたい事項について若干敷衍して説明させていただきます。

(1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について

我が国の大学進学率は、近年も上昇を続け、本年度は短大を含めると55.3%に達しており、同年齢の若年人口の過半数が高等教育を受けるという状況となっています。社会人や留学生も含め、様々な背景を備えた学生が入学しており、大学に要求される教育の内容も多様化、細分化しています。

そのような状況の中で、教育の質を維持しつつ、社会や学生からの多様なニーズに応える大学教育を実現するには、大学教育の在り方自体を見直すことが不可避となってい

ます。

そこで、具体的には、次の5点について御審議いただきたいと考えております。

第一に、社会や学生からの多様なニーズに対応する大学教育の在り方についてです。

大学教育の水準の維持・向上を図りつつ、様々なニーズに適応する大学教育の実現の方策について、学生本位の視点に立った御検討をお願いいたします。

第二に、多様なニーズに対応する大学教育を実現するための「学位プログラム」を中心とする大学制度及びその教育の再構成についてです。

学生本位の視点を重視する観点からは、学生が、卒業後に社会人として必要な教養や専門知識を身につけられるよう、各学位課程における教育が体系的に行われなければなりません。

平成17年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において、「現在、大学は学部・学科や研究科といった組織に着目した整理がなされている。今後は、教育の充実の観点から、学部・大学院を通じて、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程（プログラム）中心の考え方に再整理していく必要がある」との提言をいただいております。

そこで、国際的・歴史的に確立されてきた大学制度の本質、とりわけその団体性や自律性を踏まえつつ、一人ひとりの学生のニーズに応じた大学教育が提供され、その質保証がよりきめ細かく行われるよう、「学位プログラム」を中心とする仕組みの導入の是非について、人的・物的環境の在り方を含め、御検討をお願いいたします。

あわせて、近年の情報通信技術の進展を踏まえた通信制と通学制の取扱いなど、大学における多様な現状に合致した制度及び教育の在り方について御検討をお願いいたします。

第三に、社会的要請の特に高い分野における人材養成についてです。

医療系人材等の社会的な要請の特に高い分野における教育課程の充実、教育活動の評価、社会との連携等、人材養成の在り方について御検討をお願いいたします。

第四に、多様なニーズに対応する大学教育を実現するための質保証システムの在り方についてです。

大学が、社会や学生からの様々なニーズに適切に対応した教育活動を展開するためには、その質を保証する仕組みが不可欠です。学生の達成すべき学習成果の明確化について検討を深めていただくとともに、今後の設置認可、自己点検・評価、認証評価、分野別評価等を通じて、大学教育の質保証システムをどう構築すべきか御検討をお願いいたします。

第五として、多様なニーズに対応する大学教育を実現するための学生の履修を支援する方策についてです。

学生のニーズが多様化した状況を踏まえると、大学においては教育の提供のみならず、きめ細かな履修指導や進路相談等の学生支援の取組が一層重要となっており、その具体的方策の御検討をお願いいたします。また、社会人や留学生等の多様な背景を備えた学生への支援や、大学院博士課程学生への教育の在り方や修了者への支援に関し、どのような方策が必要か御検討をお願いいたします。

(2) グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について

グローバル化は、社会経済のあらゆる分野において進展しており、大学教育においても、国際的な競争と協働に関する活発な取組が見られます。国境を越えた大学教育の提供も急速に普及しており、例えば、ヨーロッパでは、「欧州高等教育圏」の構築を通じて、教育の質保証のための共通の枠組みづくりも進みつつあります。

このような状況の中、我が国の大学の国際化や国際競争力の向上は、極めて重要な課題となっております。

そこで、具体的には、次の3点について御審議いただきたいと考えております。

第一に、大学の国際競争力の向上のための方策についてです。

現在、文部科学省では、2020年（平成32年）の実現を目途とした「留学生30万人計画」を関係省庁と連携して推進しているところです。そうした状況も踏まえ、大学の国際競争力の向上のために、大学における教育・研究、学生支援や環境整備等の機能はどうあるべきか御検討をお願いいたします。また、大学の国際化に係る認証等の支援の在り方等について御検討をお願いいたします。

第二に、大学の評価における国際的な視点の導入と、世界的規模での大学に関する評価活動への対応についてです。

大学教育のグローバル化に対応して、大学の評価に関わる様々な仕組みの中に、国際的な視点をどのように取り入れるべきか御検討をお願いいたします。また、OECD（経済協力開発機構）等において、大学に対する様々な評価活動が世界的規模で行われようとしており、そうした取組を受けた、我が国の大学における対応の在り方について御検討をお願いいたします。

第三に、アジア域内等の国際的な学生・教員の流動性向上の促進等についてです。

アジア域内等の国際的な学生・教員の流動性をより一層高めるための方策について、

また、域内全体の大学教育の質保証に向けた活動の進め方について御検討をお願いいたします。

(3) 人口減少期における我が国の大学の全体像について

先ほども述べたとおり、大学進学率はこれまで上昇傾向にあり、高等学校新規卒業者のうち、大学での学習を希望する層が拡大していると考えられます。しかしながら、少子高齢化の進展により、我が国の人口は減少局面に入りつつあり、このことの大学教育への影響は不可避となっています。

一方、大学教育に対し、社会人や留学生等からの学習需要や、産業構造の変化に対応し得る様々な人材養成需要・研究開発需要も高まっており、これらへの対応も求められます。

こうした人口減少などの社会構造の変化や新たな需要を踏まえ、大学教育システムの在り方の見直しが必要であると考えております。

そこで、具体的には、次の3点について御審議いただきたいと考えております。

第一に、人口減少期における大学全体の健全な発展の在り方についてです。

各大学における教育の質の確保等の観点から、今後における大学の果たすべき役割、人口減少期における状況、充足率の状況等を踏まえた我が国の大学の全体像について、その健全な発展に向けた御検討をお願いいたします。

第二に、大学の機能別分化の促進と大学間のネットワークの構築についてです。

各大学が、それぞれの地域の事情を踏まえつつ、自らの強みを持つ分野へ取組を集中・強化する機能別分化が徐々に見られます。各大学の自主性を尊重しながら、いかに機能別分化を促進していくかは重要な課題であり、そのための検討が求められます。

また、機能別分化に当たっては、各大学が連携協力し、それぞれの持っている人的・物的資源を共同利用し、その有効活用を図ることも考えられます。こうした大学間ネットワークの構築は、我が国が全体として高度な教育・研究を進め、全体としての水準を高めていくためにも必要と考えられます。

そこで、大学の機能別分化と連携協力を促進するための方策について、御検討をお願いいたします。

第三に、全国レベルと地域レベルのそれぞれの人材養成需要に対応した大学政策の在り方についてです。

学生の多様な教育サービスへの需要のみならず、国と地域それぞれの人材養成需要に

応えることは大学の不可欠の役割です。高度専門職業人等の多岐にわたる分野の職業人、研究者、地域社会に不可欠な分野の人材等、多様な人材が求められる状況において、全国レベルと地域レベルのそれぞれの人材養成需要に対応した大学政策の在り方について御検討をお願いいたします。

なお、上記の（１）から（３）の方策の検討に関連して、大学教育に係る各種の行財政システムについても御検討をお願いいたします。

以上、今後の審議に当たり、特に御検討をお願いしたい点について申し上げました。委員の皆様におかれましては、幅広い観点から忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。

なお、これらの論点は多岐にわたることから、課題ごとに審議の区切りがついた段階で、逐次、答申・御報告いただくようお願い申し上げます。

大学院部会のこれまでの審議経過

平成21年 3月31日（火） 大学院部会（第42回）

- 議題：（1）部会長の選任等
（2）大学院教育の現状について
（3）大学院部会における当面の論点について

平成21年 4月28日（火） 大学院部会（第43回）

議題：（1）産業界から大学院教育に期待するニーズについて

【意見発表】

産業界からの提言の紹介について

（大学院部会専門委員 続橋聡氏）

「製薬系企業の大学院教育に対するニーズ」

（大学院部会専門委員 古市喜義氏）

「大学・大学院への期待－素材メーカーとしての意見－」

（大学院部会臨時委員 阿部晃一氏）

（2）博士課程修了者と企業のニーズとのマッチングについて

【意見発表】

（旭化成株式会社顧問 府川伊三郎氏）

（3）産業界からの大学院に対するニーズの大学院教育への反映方策について

【意見発表】

（東京大学大学院工学系研究科教授 山下晃一氏）

（工学院大学工学部教授 中尾真一氏）

平成21年 5月18日（月） 大学院部会（第44回）

議題：（1）産業界等から大学院教育に期待することについて

【意見発表】

「大学院教育に期待すること」

（野村證券株式会社シニアエグゼクティブオフィサー 加藤康之氏）

「キヤノン株式会社の新卒採用活動及び大学院教育に関する見解について」

（キヤノン株式会社人事本部採用センター所長 稲塚俊一氏）

（キヤノン株式会社人事本部採用センター部長 宮代隆夫氏）

「博士号教員の活用について」

（秋田県教育委員会教育次長 神居隆氏）

（秋田県立大曲農業高等学校教諭 遠藤金吾氏）

「臨床心理士資格認定」

（財団法人日本臨床心理士資格認定協会専務理事 大塚義孝氏）

（2）産業界で即戦力となる博士の育成に関する大学院教育の在り方について

【意見発表】

「科学立国人材育成プログラム」

（東京農工大学教授 直井勝彦氏）

平成21年 6月10日(水) 大学院部会委員懇談会

- 議題：(1) 大学院教育の実質化状況について(報告)
(2) 大学院教育の実質化の方策について

【意見発表】

「東京大学大学院工学系研究科工学教育推進機構の活動紹介」

(大学院部会専門委員 堀井秀之氏)

「大学院教育—日米の違い—について」

(大学院部会専門委員 菅裕明氏)

- (3) 国際的に卓越した拠点形成について

【意見発表】

「国際的に卓越した大学院先端研究教育拠点の形成について」

(大学院部会専門委員 五神真氏)

- (4) 大学院の量的規模について

【意見発表】

「様々な社会経済環境の変化を踏まえた博士課程の今後の状況についての調査」

(株式会社野村総合研究所 佐藤将史氏)

平成21年 6月23日(火) 大学院部会(第45回)

- 議題：(1) 修士課程・博士課程の関係性について
(2) 国際的に卓越した拠点形成について

【意見発表】

「国際的に卓越した教育拠点の形成について」

(大学院部会専門委員 角南篤氏)

- (3) 大学院部会における審議のまとめ(骨子案)について

平成21年 7月10日(金) 大学院部会(第46回)

- 議題：(1) 大学院部会における審議のまとめ(骨子案)について

平成21年 7月14日(火) 大学分科会(第81回)

- 議題：(1) 中長期的な大学教育の在り方について
・「中長期的な大学教育の在り方について」の審議事項について
・各部会等の審議状況について

平成21年 7月31日(金) 大学院部会(第47回)

- 議題：(1) 大学院部会における審議経過(案)について
(2) 今後の大学院教育振興施策要綱の検証の進め方について

平成21年 8月 4日(火) 大学分科会(第82回)

- 議題：(1) 中長期的な大学教育の在り方について
・各部会等の審議経過について
・中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告(素案)について

平成21年 8月26日(水) 大学分科会(第83回)
「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」(案)

平成21年11月18日(水) 大学院部会(第48回)
議題：(1)「新時代の大学院教育」(答申)の検証について
(2)分野別ワーキンググループの審議状況について
(3)大学院教育を取り巻く諸課題について

平成22年 1月29日(金) 大学分科会(第86回)
「平成21年8月から平成22年1月までの大学分科会の審議経過概要」(案)

平成22年 5月28日(金) 大学院部会委員懇談会
議題：(1)分野別ワーキング・グループの検証結果について
(2)「大学院答申」の検証を踏まえ、さらに検討を深めるべき論点

平成22年 6月15日(火) 大学院部会(第49回)
議題：(1)大学院教育の実質化の検証について

平成22年 6月29日(火) 大学分科会(第90回)
「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告」
(平成22年2月から6月までの審議経過概要)(案)

平成22年 8月25日(水) 大学院部会(第50回)
議題：(1)今後の大学院教育の改善方策について

平成22年 9月30日(木) 大学院部会委員懇談会
議題：(1)今後の大学院教育の改善方策について

平成22年10月29日(金) 大学分科会(第91回)
「大学院教育の実質化の検証を踏まえた更なる改善について」(中間まとめ)(案)

平成22年12月 8日(水) 大学院部会(第51回)
議題：(1)リーディング大学院のビジョンについて
【意見発表】
「高度技術系人材への産業界の期待」
(COCN実行委員長(株式会社日立製作所取締役) 中村道治氏)

- 「大学・大学院への期待－素材メーカーとしての意見－」
（東レ株式会社研究・開発企画部 主幹 担当部長 松田良夫氏）
- 「京都大学学寮型大学院〔思修館〕の構想」
（京都大学総長 松本紘氏）
- 「東工大グローバルドクター教育院構想」
（東京工業大学長 伊賀健一氏）
- 「復活日本のための人づくりを目指すオールラウンドに活躍できる高度人材育成プログラム リーディング大学院プログラム「超高齢社会発展のサイエンス」」
（慶應義塾常任理事 真壁利明氏）
- 「「リーディング大学院」構想に求めるもの」
（日本電気株式会社特別顧問 佐々木元氏）

平成22年12月14日（火） 大学分科会（第93回）
「大学院教育の実質化の検証を踏まえた更なる改善について」（中間まとめ）

平成22年12月16日（木） 大学院部会（第52回）
議題：（1）今後の大学院教育の改善方策について

平成23年 1月19日（水） 大学分科会（第94回）
「グローバル化社会の大学院教育」（答申）（案）

○各ワーキンググループ

平成21年 9月 8日(火) 人社系ワーキンググループ(第1回)

- 議題：(1) 人社系ワーキンググループの運営について
(2) 大学院教育振興施策要綱の検証について

平成21年 9月10日(木) 理工農系ワーキンググループ(第1回)

- 議題：(1) 理工農系ワーキンググループの運営について
(2) 大学院教育振興施策要綱の検証について

平成21年10月 1日(木) 医療系ワーキンググループ(第1回)

- 議題：(1) 医療系ワーキンググループの運営について
(2) 大学院教育振興施策要綱の検証について

平成21年10月 5日(火) 専門職学位課程ワーキンググループ(第1回)

- 議題：(1) 専門職学位課程ワーキンググループの運営について
(2) 専門職大学院の在り方に関する検証・検討について

平成21年10月 8日(木) 理工農系ワーキンググループ(第2回)

- 議題：(1) 大学院に係る取組の検証方法について
(2) 理工農系大学院の現状と課題について

平成21年10月 9日(金) 人社系ワーキンググループ(第2回)

- 議題：(1) 大学院に係る取組の検証方法について
(2) 人社系大学院の現状と課題について

平成21年12月22日(火) 専門職学位課程ワーキンググループ(第2回)

- 議題：(1) 専門職大学院の在り方に関する検証・検討について

平成21年12月22日(火) 人社系ワーキンググループ(第3回)

- 議題：(1) 「新時代の大学院教育」(H17年中央教育審議会答申)の検証について
(2) 「新時代の大学院教育」(H17年中央教育審議会答申)の調査結果について
(3) ヒアリング調査の方法について

平成21年12月24日(木) 理工農系ワーキンググループ(第3回)

- 議題：(1) 「新時代の大学院教育」(H17年中央教育審議会答申)の検証について
(2) 「新時代の大学院教育」(H17年中央教育審議会答申)の調査結果について
(3) ヒアリング調査の方法について

平成22年 1月25日(月) 人社系ワーキンググループ(第4回)

- 議題：(1) 各大学における取組について

【意見発表】

筑波大学人文社会科学研究所歴史・人類学専攻における取組について

(筑波大学人文社会科学研究所教授 古家信平氏)

京都大学教育学研究科教育科学専攻における取組について

(京都大学教育学研究科教授 辻本雅史氏)

北海道大学法学研究科法学政治学専攻における取組について

(北海道大学法学研究科長 常本照樹氏)

法政大学経営学研究科経営学専攻における取組について

(法政大学経営学研究科長 横内正雄氏)

(2)「新時代の大学院教育」(H17年中央教育審議会答申)の調査結果について

平成22年 1月27日(水) 専門職学位課程ワーキンググループ(第3回)

議題:(1)専門職大学院の在り方に関する検証・検討について

平成22年 2月 3日(水) 理工農系ワーキンググループ(第4回)

議題:(1)各大学における取組について

【意見発表】

金沢工業大学工学研究科機械工学専攻における取組について

(金沢工業大学工学部教授 佐藤恵一氏)

九州大学大学院工学府化学システム工学専攻における取組について

(九州大学大学院工学研究院教授 上平正道氏)

総合研究大学院大学複合科学研究科情報学専攻における取組について

(総合研究大学院大学複合科学研究科教授 米田友洋氏)

(2)「大学院進学時における高等教育機関間の学生移動」について(科学技術施策研究所報告)

(3)「新時代の大学院教育」(H17年中央教育審議会答申)の調査結果について

平成22年 2月24日(水) 専門職学位課程ワーキンググループ(第4回)

議題:(1)専門職大学院の在り方に関する検証・検討について

平成22年 3月 1日(月) 理工農系ワーキンググループ(第5回)

議題:(1)各大学院における『大学院教育振興施策要綱』に関する取組の調査結果について

(2)「新時代の大学院教育」(H17年中央教育審議会答申)の検証について

(3)「グローバルCOEプログラム」及び「組織的な大学院教育改革推進プログラム」の成果と課題の検証について

平成22年 3月 4日(木) 人社系ワーキンググループ(第5回)

議題:(1)「グローバルCOEプログラム」及び「組織的な大学院教育改革推進プログラム」の成果と課題の検証について

(2)各大学院における『大学院教育振興施策要綱』に関する取組の調査結果について

(3)「新時代の大学院教育」(H17年中央教育審議会答申)の検証について

平成22年 3月 5日(金) 医療系ワーキンググループ(第2回)

議題:(1)各大学における取組について

【意見発表】

名古屋市立大学薬学研究科創薬生命科学専攻における取組について

(名古屋市立大学薬学研究科長 水上元氏)

兵庫県立大学看護学研究科看護学専攻における取組について

(兵庫県立大学看護学研究科教授 片田範子氏)

神戸大学医学研究科医科学専攻における取組について

(神戸大学医学研究科長 東健氏)

新潟大学医歯学総合研究科口腔生命科学専攻における取組について

(新潟大学医歯学総合研究科長 前田健康氏)

(2)「新時代の大学院教育」(H17年中央教育審議会答申)の検証について

平成22年 3月10日(水) 専門職学位課程ワーキンググループ(第5回)

議題:(1) 専門職大学院の在り方に関する検証・検討について

平成22年 3月23日(火) 専門職学位課程ワーキンググループ(第6回)

議題:(1) 専門職大学院の在り方に関する検証・検討について

平成22年 3月26日(金) 人社系ワーキンググループ(第6回)

議題:(1)「新時代の大学院教育」(H17年中央教育審議会答申)の検証について

平成22年 3月26日(金) 医療系ワーキンググループ(第3回)

議題:(1)「新時代の大学院教育」(H17年中央教育審議会答申)の検証について

平成22年 3月29日(月) 理工農系ワーキンググループ(第6回)

議題:(1)「新時代の大学院教育」(H17年中央教育審議会答申)の検証について

平成22年 4月26日(月) 理工農系ワーキンググループ(第7回)

議題:(1)「新時代の大学院教育」(H17年中央教育審議会答申)の検証について

平成22年 4月27日(火) 人社系ワーキンググループ(第7回)

議題:(1)「新時代の大学院教育」(H17年中央教育審議会答申)の検証について

第5期中央教育審議会委員名簿

平成21年2月1日発令

会 長	三村 明夫	新日本製鐵株式會社代表取締役会長
副会長	梶田 叡一	環太平洋大学学長
副会長	田村 哲夫	学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷教育学園幕張中学校・高等学校長
	安彦 忠彦	早稲田大学教育・総合科学学術院教授（特任）
	安西祐一郎	慶應義塾学事顧問・慶應義塾大学理工学部教授
	飯野 正子	津田塾大学学長
	石井 正弘	岡山県知事
	岩崎 洋子	前滋賀県栗東市教育委員会教育長
	宇津木妙子	ルネサスエレクトロニクス高崎女子ソフトボール部シニアアドバイザー
	浦野 光人	社団法人経済同友会幹事、財団法人産業教育振興中央会理事長、株式会社ニチレイ代表取締役会長
	衛藤 隆	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所副所長母子保健研究部長兼任
	大原 正行	東京都教育委員会教育長
	大日向雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
	大嶺せい子	三鷹市教育委員会教育部指導課小・中一貫教育担当参与
	岡島 成行	大妻女子大学家政学部教授
	小川 正人	放送大学教養学部教授
	荻上 紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	加藤 友康	情報産業労働組合連合会 中央執行委員長
	金子 元久	国立大学財務経営センター教授 調査研究部長
	菊川 律子	独立行政法人国立青少年教育振興機構理事
	郷 通子	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事
	小嶋 善吉	静岡市長
	小松 節子	小松ばね工業株式会社代表取締役
	小宮山 宏	東京大学総長顧問、株式会社三菱総合研究所理事長
	篠原 文也	政治解説者、ジャーナリスト
	曾我 邦彦	社団法人日本PTA全国協議会顧問
	寺島光一郎	北海道乙部町長
	寺島 実郎	株式会社三井物産戦略研究所会長、財団法人日本総合研究所会長、多摩大学学長
	菱沼 典子	聖路加看護大学看護学部学部長兼看護学研究科学長
	増田 明美	スポーツジャーナリスト、大阪芸術大学芸術計画学科教授

(30名)

役職は平成22年10月1日現在

寺島光一郎委員の発令は平成21年12月1日

加藤友康委員の発令は平成22年1月1日

第5期中央教育審議会大学分科会委員

委員：平成21年2月1日発令
臨時委員：平成21年2月20日発令
専門委員：平成21年2月20日発令

◎分科会長，○副分科会長

(委員) 9名

- ◎ 安西 祐一郎 慶應義塾学事顧問，慶應義塾大学理工学部教授
飯野 正子 津田塾大学長
浦野 光人 社団法人経済同友会幹事，財団法人産業教育振興中央
会理事長，株式会社ニチレイ代表取締役会長
○ 荻上 紘一 独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
金子 元久 独立行政法人国立大学財務・経営センター教授 調査研究部長
○ 郷通 子 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事
小宮山 宏 東京大学総長顧問，株式会社三菱総合研究所理事長
寺島 実郎 株式会社三井物産戦略研究所会長，
財団法人日本総合研究所理事長，多摩大学長
菱沼 典子 聖路加看護大学看護学部長兼看護学研究科長

(臨時委員) 20名

- 阿部 晃一 東レ株式会社常務取締役，水処理・環境事業本部長
有信 睦弘 東京大学監事
今井 浩三 東京大学医科学研究所附属病院長・教授
今榮 東洋子 名古屋大学名誉教授，総合科学技術会議議員
江上 節子 武蔵大学社会学部教授，
早稲田大学大学院公共経営研究科客員教授
檜谷 隆夫 公認会計士・税理士
河田 悌一 日本私立学校振興・共済事業団理事長
木村 孟 東京都教育委員会委員長，東京工業大学名誉教授
黒田 壽二 金沢工業大学学園長・総長
小杉 礼子 独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
佐々木 正峰 独立行政法人国立科学博物館顧問
佐藤 弘毅 学校法人目白学園理事長，目白大学・短期大学部学長
佐藤 東洋士 学校法人桜美林学園理事長，桜美林大学長
島田 尚信 UIゼンセン同盟副会長
水田 祥代 九州大学名誉教授，福岡歯科大学客員教授
中込 三郎 学校法人中込学園理事長，
全国専修学校各種学校総連合会会長
中西 友子 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
濱田 純一 東京大学総長
丸本 卓哉 山口大学長
森脇 道子 自由が丘産能短期大学長

(専門委員) 3名

- 井上 正仁 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授
川嶋 太津夫 神戸大学大学教育推進機構教授
白井 克彦 早稲田大学学事顧問

計 32名

* 役職は平成23年1月現在

第5期中央教育審議会大学分科会 大学院部会委員

委員：平成21年2月1日発令
臨時委員：平成21年2月20日発令
専門委員：平成21年3月31日発令

◎部会長，○副部会長

- | | | | |
|--------|-----|--|---|
| (委員) | 3名 | 荻上 紘一
金子 元久
郷 通子 | 独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
独立行政法人国立大学財務・経営センター教授・調査研究部長
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事 |
| (臨時委員) | 9名 | ◎ 阿部 晃一
有信 睦弘
今榮 東洋子
河田 悌一
木村 孟
小杉 礼子
佐々木 正峰
○ 中西 友子
丸本 卓哉 | 東レ株式会社常務取締役，水処理・環境事業本部長
東京大学監事
名古屋大学名誉教授，総合科学技術会議議員
日本私立学校振興・共済事業団理事長
東京都教育委員会委員長，東京工業大学名誉教授
独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
独立行政法人国立科学博物館顧問
東京大学大学院農学生命科学研究科教授
山口大学長 |
| (専門委員) | 12名 | 井上 正仁
延與 秀人
梶山 千里
桐野 高明
五神 真
菅 裕明
角南 篤
続橋 聡
中西 茂義
古市 喜義
堀井 秀之
山田 礼子 | 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授
独立行政法人理化学研究所仁科加速器研究センター長
独立行政法人日本学生支援機構理事長
独立行政法人国立国際医療研究センター総長
東京大学大学院理学系研究科教授
東京大学大学院理学系研究科化学専攻教授
政策研究大学院大学准教授
日本経済団体連合会産業技術本部長
読売新聞東京本社調査研究本部研究員
元アステラス製薬株式会社常勤顧問
東京大学大学院工学系研究科教授
同志社大学社会学部教授 |

計 24名

* 井上委員の発令日は平成21年2月20日
* 中西委員及び山田委員の発令日は平成21年3月24日
* 役職は平成23年1現在

第5期中央教育審議会大学分科会大学院部会
人社系ワーキンググループ委員

委員：平成21年2月1日発令
専門委員：平成21年9月8日発令

◎座長

(委員) 1名

◎金子元久 独立行政法人国立大学財務・経営センター教授・調査研究部長

(専門委員) 14名

伊丹敬之 東京理科大学総合科学技術経営研究科教授・研究科長

井上正仁 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授

小池啓一 群馬大学教育学部長・教育学研究科長

小泉潤二 大阪大学理事・副学長

小林雅之 東京大学大学総合教育研究センター教授

佐藤彰一 名古屋大学大学院文学研究科特任教授

角南篤 政策研究大学院大学准教授

高橋和久 東京大学大学院人文社会系研究科教授

田中愛治 早稲田大学理事

橋浦洋志 茨城大学教育学部副学部長

樋口美雄 慶應義塾大学商学部教授・商学部長・大学院商学研究科委員長

本郷真紹 学校法人立命館副総長，立命館大学文学部教授

山田礼子 同志社大学社会学部教授

吉田研作 上智大学外国語学部教授，一般外国語教育センター長

計 15名

*井上委員の発令日は平成21年2月20日

*小林委員の発令日は平成21年6月1日

*角南委員の発令日は平成21年3月31日

*高橋委員の発令日は平成21年10月9日

*田中委員の発令日は平成21年8月5日

*本郷委員の発令日は平成21年4月27日

*山田委員の発令日は平成21年3月24日

*役職は平成23年1月現在

第5期中央教育審議会大学分科会大学院部会
理工農系ワーキンググループ委員

委員：平成21年2月1日発令
臨時委員：平成21年2月20日発令
専門委員：平成21年9月10日発令

◎座長

(委員) 1名

◎ 有 信 睦 弘 東京大学監事

(専門委員) 12名

阿 草 清 滋 名古屋大学大学院情報科学研究科教授
一 井 眞比古 香川大学長
木 野 邦 器 早稲田大学理工学術院教授
五 神 真 東京大学大学院理学系研究科教授
小 林 信 一 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
菅 裕 明 東京大学大学院理学系研究科化学専攻教授
鈴 木 孝 雄 アラバマ大学工学部電子工学科・材料工学科教授
高 橋 真木子 独立行政法人理化学研究所研究戦略会議研究政策企画員
直 井 勝 彦 東京農工大学大学院工学研究院教授
野 口 博 千葉大学大学院工学研究科長・工学部長
堀 井 秀 之 東京大学大学院工学系研究科教授
光 田 好 孝 東京大学生産技術研究所副所長

計 13名

*阿草委員の発令日は平成21年7月31日

*五神委員，菅委員及び堀井委員の発令日は平成21年3月31日

*光田委員の発令日は平成21年5月29日

*役職は平成23年1月現在

第5期中央教育審議会大学分科会大学院部会
医療系ワーキンググループ委員

委員：平成21年 2月 1日発令
専門委員：平成21年10月 1日発令

◎座長

(委員) 1名

菱沼典子 聖路加看護大学看護学部長兼看護学研究科長

(専門委員) 8名

- ◎ 桐野高明 独立行政法人国立国際医療研究センター総長
古谷野 潔 九州大学大学院歯学研究院教授
長野哲雄 東京大学大学院薬学系研究科長
成宮 周 京都大学大学院医学研究科教授
福田康一郎 社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
古市喜義 元アステラス製薬株式会社常勤顧問
森田育男 東京医科歯科大学研究担当理事・副学長
山本修三 株式会社日本病院共済会代表取締役,
社団法人日本病院会名誉会長

計 9名

* 桐野委員及び古市委員の発令日は平成21年3月31日

* 役職は平成23年1月現在

第5期中央教育審議会大学分科会大学院部会
専門職学位課程ワーキンググループ委員

委員：平成21年2月1日発令
臨時委員：平成21年2月20日発令
専門委員：平成21年10月5日発令

◎座長

(委員) 1名

◎ 荻上 紘一 独立行政法人大学評価・学位授与機構教授

(臨時委員) 1名

佐藤 弘毅 学校法人目白学園理事長，目白大学・短期大学部学長

(専門委員) 8名

伊丹 敬之 東京理科大学総合科学技術経営研究科教授・研究科長

井上 正仁 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授

川嶋 太津夫 神戸大学大学教育推進機構教授

樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授・商学部長・大学院商学研究科委員長

平松 一夫 関西学院大学商学部教授

松崎 佳子 九州大学大学院人間環境学研究院教授

水野 勝文 前日本弁理士会副会長

山崎 正宏 日本ゼオン株式会社顧問

計 10名

*井上委員及び川嶋委員の発令日は平成21年2月20日

*伊丹委員及び樋口委員の発令日は平成21年9月8日

*役職は平成23年1月現在